

志摩市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度～平成 31 年度

平成 27 年 3 月

志摩市

はじめに

近年、急速な人口減少、少子高齢化の進行に伴い、家族形態の変化、就労形態の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化してきております。また、新聞やテレビ等では、社会不安を反映するような、子どもを取り巻く事件等が連日報道されています。

これらを受け、国は平成24年8月に、子ども・子育て関連3法を成立させ、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。この3法の趣旨には、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

平成27年4月からは全ての子育て家庭を支援する「子ども・子育て支援新制度」が開始されることとなり、本市におきましても地域の子育てに関するニーズ調査を実施し、平成27年度からの5か年を一期とした「志摩市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、志摩市次世代育成支援行動計画を引継ぎ、これまで推進してきた子育て支援施策を、さらに総合的・計画的に推し進めるものとなっております。「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」という本計画の基本理念を全ての市民の皆様と共有しながらこれまで以上に、地域とともに子どもの育ちと子育てを支える施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」にご協力いただきました市民の皆様、そして、貴重なご意見やご提言をいただきました志摩市次世代育成支援対策地域協議会委員の皆様にご心からお礼申し上げます。

平成27年3月

志摩市長 大 口 秀 和

目次

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定	1
1 計画策定の概要	1
2 計画の性格	2
3 計画策定の時期及び計画期間	2
4 計画の対象	3
5 計画の策定体制	3
6 子ども・子育て支援法におけるサービス	4
第2章 志摩市の子ども・子育てに関する現状と動向	6
1 人口、児童数に関する現状と動向	6
2 志摩市の世帯に関する状況	11
3 保育・教育施設の利用状況	12
4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	18
5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向	20
第3章 志摩市次世代育成支援行動計画の総括	34
1 志摩市次世代育成支援行動計画の目標と施策	34
2 志摩市次世代育成支援行動計画の課題	35
第4章 計画の基本的な考え	40
1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念	40
2 基本目標と分野別施策の展開	41
3 子ども・子育て支援の意義	51
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量	52
1 教育・保育提供区域の設定	52
2 教育・保育提供体制の確保	53
3 放課後子ども総合プラン行動計画	60
4 教育・保育施設の一体的提供の推進	61
5 教育・保育の質の向上へ向けた取組み	61
6 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み	62
第6章 計画の推進にあたって	63
1 計画の推進体制	63
2 計画の点検・評価・改善	63
資料編	65

第1章 子ども・子育て支援事業計画の策定

1 計画策定の概要

■計画策定の趣旨

近年、全国規模での少子化、核家族化の進行と、子ども・子育て支援が質・量においてともに不足している現状、子育て家庭における孤立感と負担感の増加とともに、都市部を中心とする保育所等の待機児童等が深刻な問題となっています。

このような子育て事情を背景に、平成24年8月には「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の、いわゆる子ども・子育て関連3法が成立し、これらの法律に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されます。

「子ども・子育て支援新制度」が開始されるにあたり、市町村を実施主体として幼児期の教育・保育の質的・量的確保及び地域における子育て支援の充実を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

志摩市では、これまで次世代育成支援行動計画（後期計画）において、「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」を基本理念とし、市民、関係機関・団体、行政等が協働で子どもの成長を総合的に支援する施策を推進してきました。

この行動計画の根拠法である「次世代育成支援対策推進法」が10年延長されたことから、新制度への移行後も、この基本理念を継承しつつ、これまでの取組みを適切に評価し、関係分野との連携を深めながら、より実効性の高い子ども・子育て支援の実施に向けたまちづくりを推進するための計画づくりを目指す必要があると考えられ、市の子ども・子育て支援事業計画においても、次世代育成支援行動計画の内容を再度見直し、計画に反映させました。

子ども・子育て関連3法

■子ども・子育て支援法

■認定こども園法の一部改正法

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

■子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

2 計画の性格

「志摩市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。

また、「次世代育成支援行動計画」は、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の第54条により、義務策定から任意策定に変更されましたが、一方「子ども・子育て支援法」の附則第2条第2項において「延長の検討」が謳われています。

このため、本計画は次世代育成支援行動計画が果たしてきた子ども・子育て支援施策を含めて、子どもの育ち・子育ての総合計画と位置づけて取り組んでいきます。

また、本計画は、子ども・子育て支援法等の関連の法律、本市の総合計画やその他の関連計画、関連分野との調和を可能な限り図りながら策定しています。

3 計画策定の時期及び計画期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

計画最終年度には、それまでの成果と課題等を踏まえて見直し、新たに次期5年間の計画を策定します。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度～
本計画						
次期計画					見直し	

4 計画の対象

基本的に、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭、地域住民とします。

また、施策の内容によっては、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応ができるよう努めます。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「志摩市次世代育成支援対策地域協議会」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

会議は、市における特定教育・保育施設の利用定員の設定や、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

また、志摩市子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることや、住民の子育てニーズを把握することを目的として、子育て支援に関するニーズ調査アンケートの実施と、計画に関する気づきや意見を反映させるため、計画案のパブリックコメントを実施しました。

6 子ども・子育て支援法におけるサービス

制度は大きく「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれます。また、「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 幼稚園	公立幼稚園
				新制度への移行を選択する私立幼稚園
			2. 公立認可保育所	
			3. 認定こども園	幼保連携型認定こども園
		幼稚園型認定こども園		
		保育所型認定こども園		
				4. 地方裁量型認定こども園
	地域型保育給付	4. 小規模保育		
		5. 家庭的保育		
		6. 居宅訪問型保育		
		7. 事業所内保育		
	地域子ども・子育て支援事業	1. 利用者支援事業（新規）		
		2. 地域子育て支援拠点事業		
		3. 妊婦健康診査		
		4. 乳児家庭全戸訪問事業		
5. 養育支援訪問事業				
6. 子育て短期支援事業				
7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）				
8. 一時預かり事業				
9. 延長保育事業				
10. 病児保育事業				
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）				
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）				
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）				
子ども・子育て支援法適用外		私立認可保育所（委託費を支弁）		
		新制度への移行を選択しない私立幼稚園		
		（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

■子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

■地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類があります。

■地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

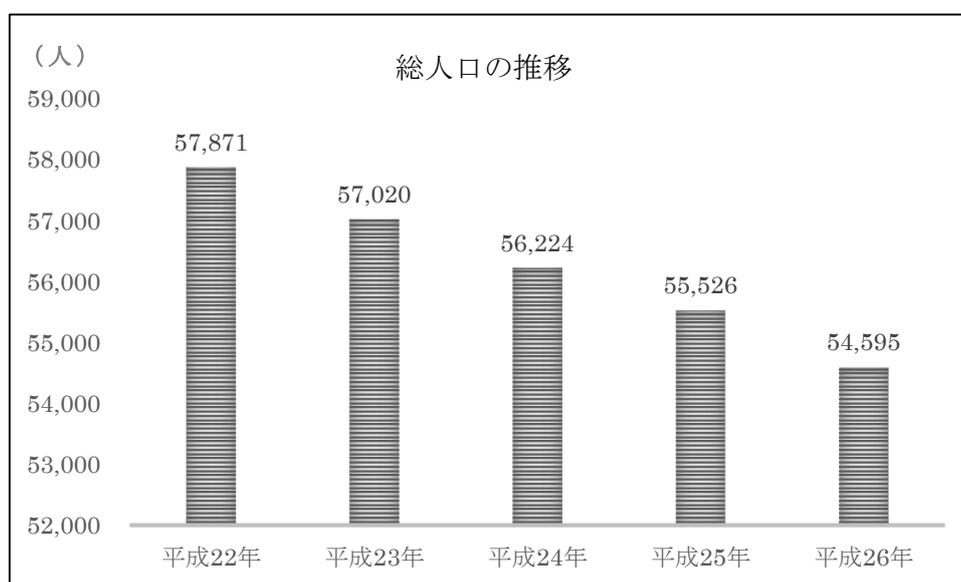
地域子ども・子育て支援事業は、新規事業を含め子ども・子育て支援法で13事業に定められています。また、市では必要に応じて13事業以外にも独自の施策を検討・実施していきます。

第2章 志摩市の子ども・子育てに関する現状と動向

1 人口、児童数に関する現状と動向

(1) 人口の推移

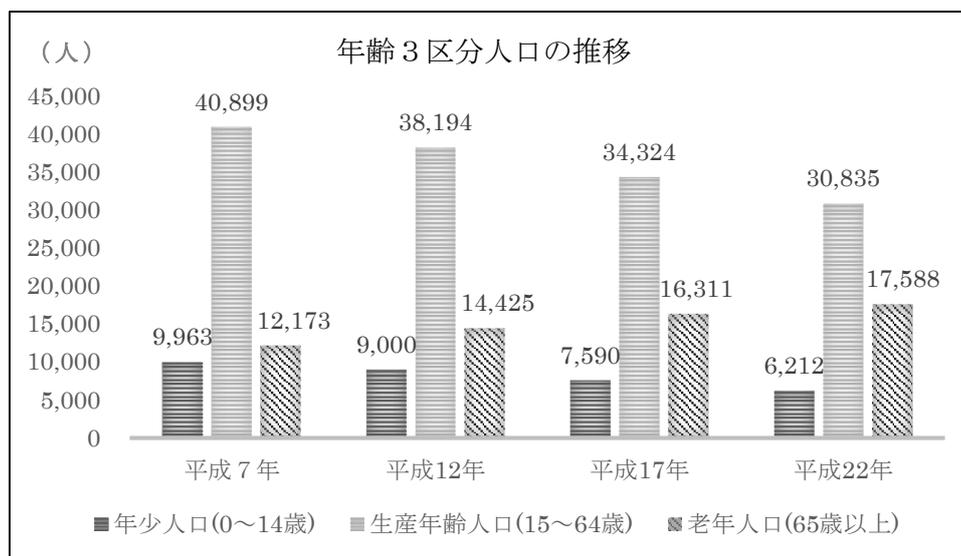
本市の総人口は、年々減少してきており、平成26年には平成22年と比べ5.7%減少の54,595人となっています。(各年4月1日)



(資料：住民基本台帳)

(2) 年齢3区分別人口の推移

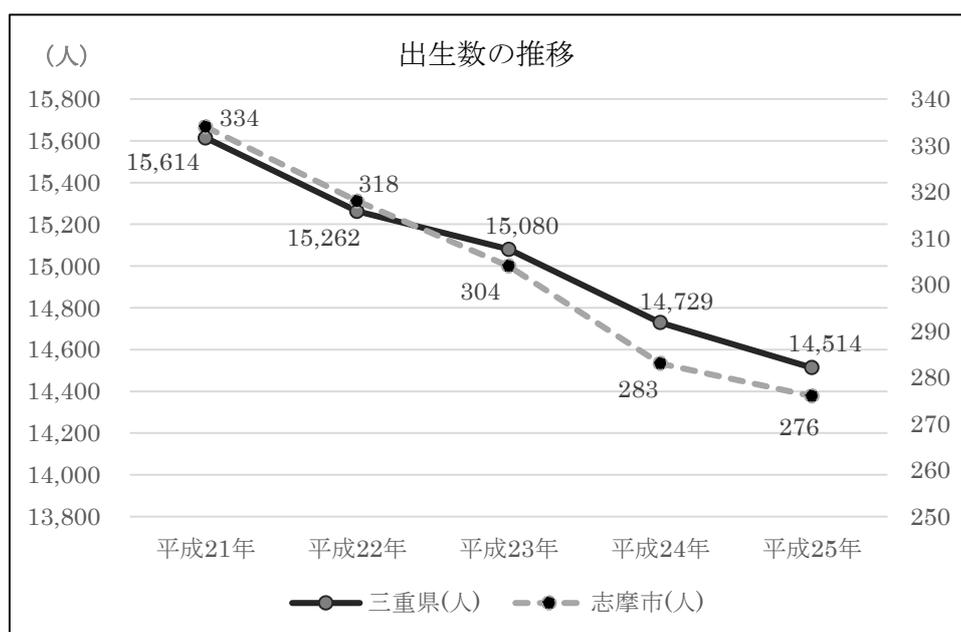
人口を国勢調査の0～14歳（年少人口）・15～64歳（生産年齢人口）・65歳以上（老年人口）の3区分別で見ると、年少人口と生産年齢人口は年々減少していますが、一方で老年人口は年々増加しており、少子高齢化が進んでいることが分かります。（平成7年と平成12年は、旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町の合計）



(資料：国勢調査)

(3) 出生数の推移

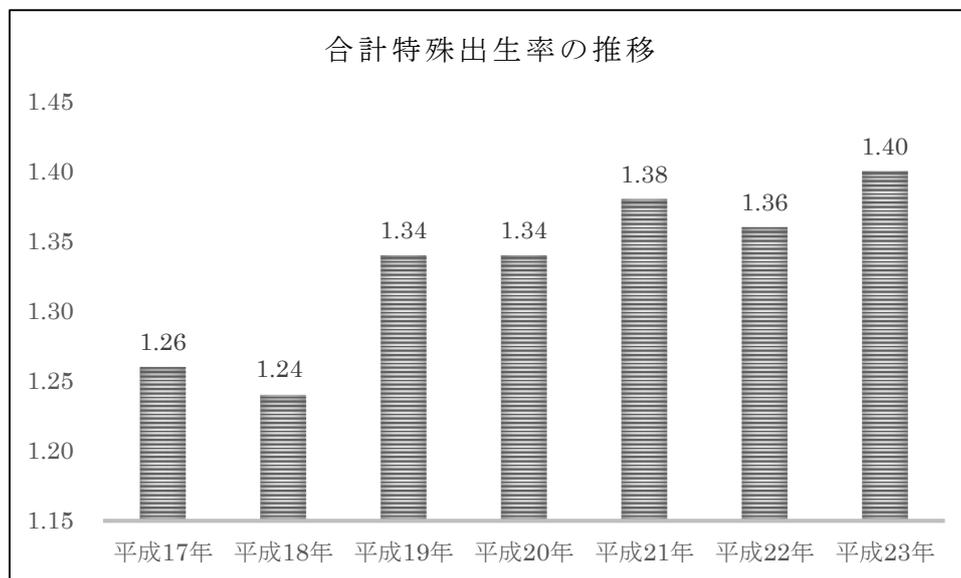
三重県、志摩市の出生数は、ともに年々減少しており、出生数の推移からも少子化の傾向が進んでいることがみてとれ、少子化対策が課題となっています。



(資料：衛生統計年報)

(4) 合計特殊出生率の推移

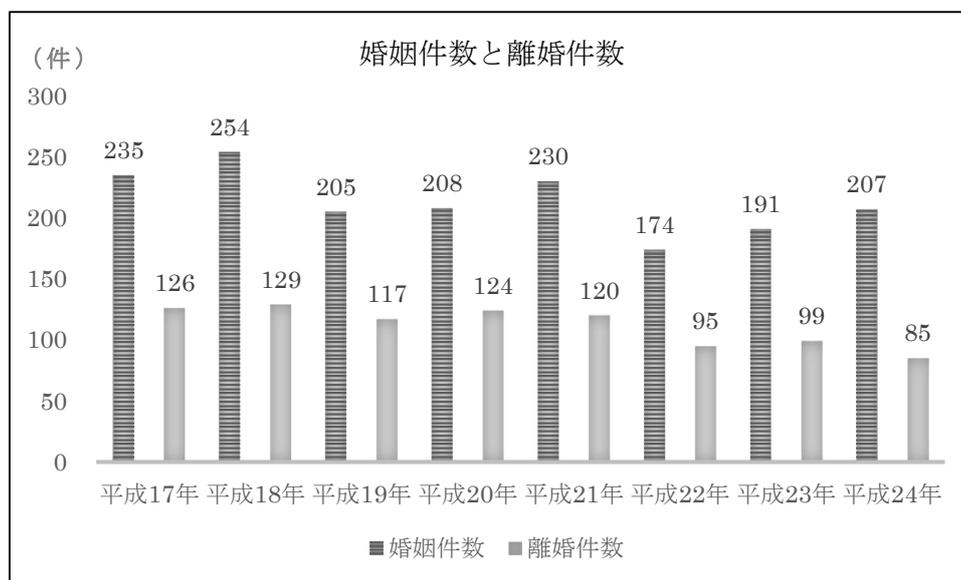
本市の合計特殊出生率は、年々増減を繰り返しながらも増加傾向にあり、平成23年には、1.40となっています。



(資料：衛生統計年報)

(5) 婚姻件数、離婚件数

本市の近年の婚姻件数の状況は、平均213件で推移しています。また、離婚件数は増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成24年は85件となっています。



(資料：みえ DataBox 市町累年統計表)

(6)乳幼児・児童数

就学前児童数は減少傾向になっており、平成25年には平成21年と比べ、14.0%の減少となっています。小学生児童数も年々減少しており、19.7%の減少となっています。

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
0歳	339	302	317	305	251
1歳	350	359	305	331	314
2歳	357	343	351	305	329
3歳	329	354	343	348	302
4歳	402	336	356	347	343
5歳	406	400	327	352	339
小計	2,183	1,994	1,999	1,988	1,878
6歳	443	403	401	327	345
7歳	458	444	399	398	329
8歳	477	456	443	402	393
9歳	474	473	454	442	401
10歳	534	475	471	450	441
11歳	553	535	476	470	450
小計	2,939	2,786	2,644	2,489	2,359
合計	5,122	4,780	4,643	4,477	4,237

(資料：住民基本台帳)

(7) 児童人口の推計

平成21年から平成25年の男女別1歳ごとの児童人口（住民基本台帳）に基づいて、平成27年から平成31年の計画年の児童人口をコーホート変化率法により推計しました。

その結果によると、就学前人口、小学生人口ともに緩やかに減少していくことが予測され、将来の少子化が懸念されます。

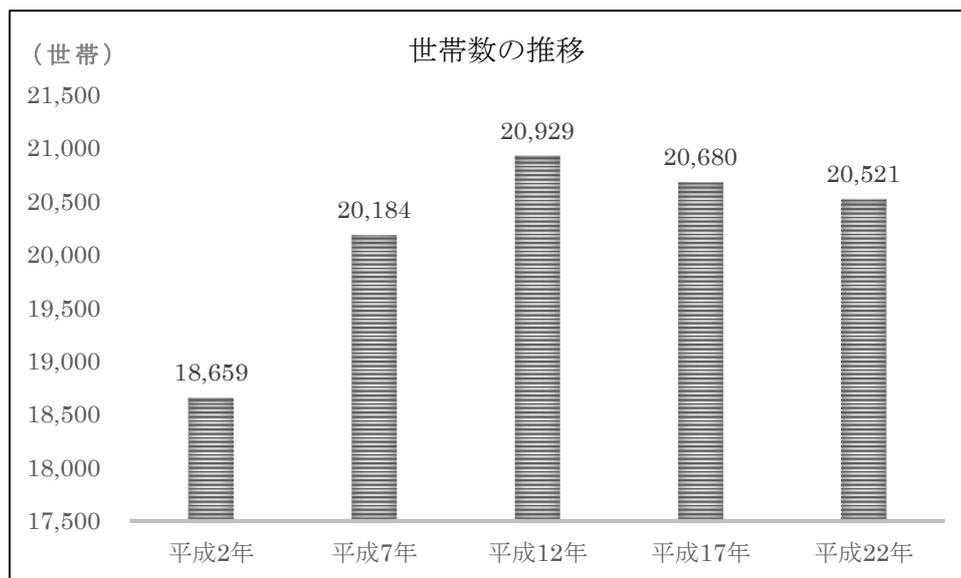
(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	265	259	249	241	234
1歳	285	273	267	257	249
2歳	258	283	272	265	256
3歳	309	257	280	270	263
4歳	328	311	258	281	271
5歳	298	323	309	255	277
小計	1,743	1,706	1,635	1,569	1,550
6歳	335	296	321	307	253
7歳	336	335	295	320	306
8歳	343	334	333	293	318
9歳	325	343	334	332	292
10歳	390	325	342	334	332
11歳	401	390	326	343	335
小計	2,130	2,023	1,951	1,929	1,836
合計	3,873	3,729	3,586	3,498	3,386
平成25年度比	91.4%	88.0%	84.6%	82.6%	79.9%

2 志摩市の世帯に関する状況

(1) 世帯に関する状況

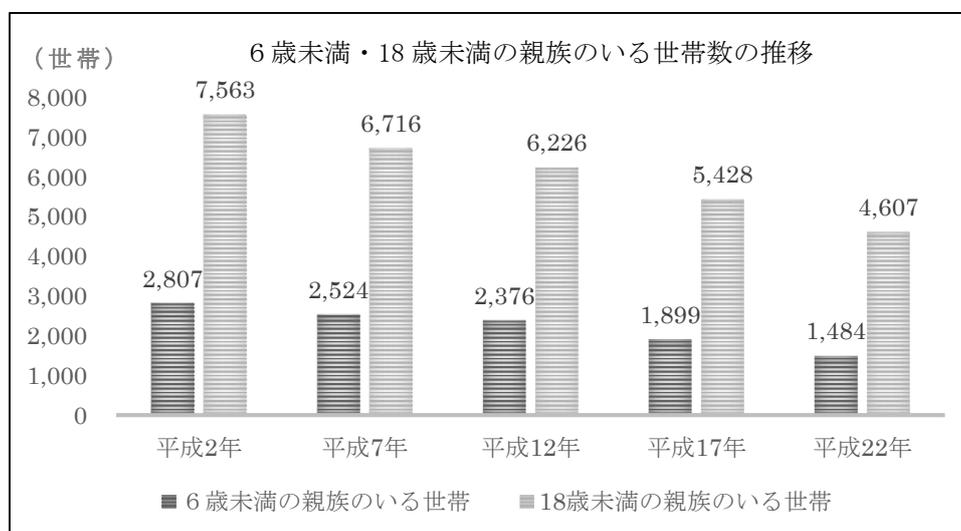
本市の一般世帯数は、平成12年の20,929世帯をピークに年々減少傾向にあり、平成22年には、20,521世帯となっています。(平成2年から平成12年は、旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町の合計)



(資料：国勢調査)

(2) 子どものいる世帯の状況

本市の6歳未満の子どものいる世帯数、18歳未満の子どものいる世帯数は、ともに年々減少しています。平成2年と比べ平成22年には、6歳未満の子どものいる世帯は47.2%、18歳未満の子どものいる世帯数は39.1%の減少となっており、少子化傾向が年々進んでいます。(平成2年から平成12年は、旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧阿児町、旧磯部町の合計)



(資料：国勢調査)

3 保育・教育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

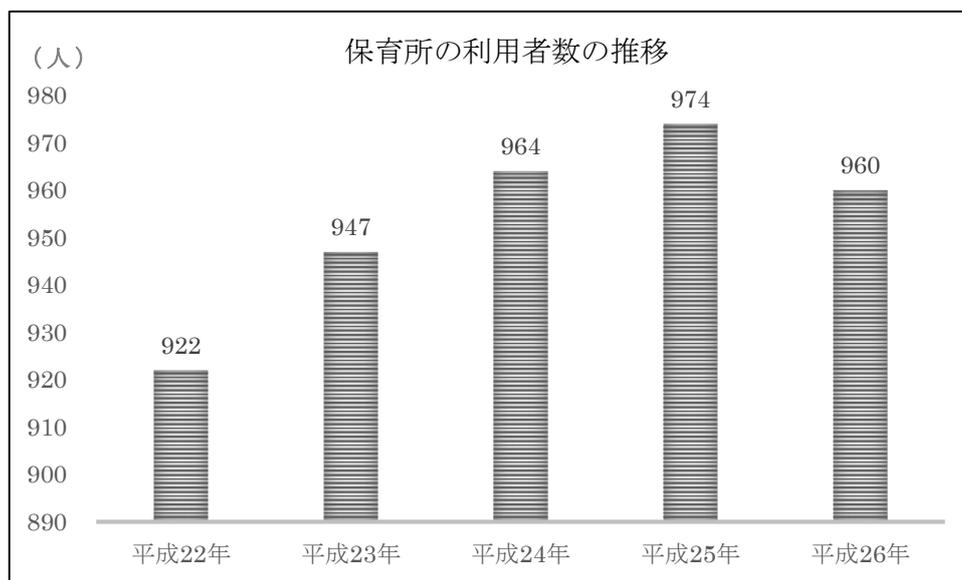
本市には保育所が15施設あり、平成26年4月1日現在は、960名の児童が保育所へ通っています。私立しまの杜保育園、私立えがお志摩保育園、私立第二しまの杜保育園で入所率が100%を超えているものの、志摩市の保育所全体として見ると、入所率は71.6%となっており、定員数に余裕のある運営状況となっています。

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
浜島保育所	75	41	54.7
大王保育所	80	61	76.3
志摩保育所	140	110	78.6
鵜方保育所	60	47	78.3
鵜方第二保育所	100	51	51.0
立神保育所	70	39	55.7
志島保育所	45	42	93.3
甲賀保育所	120	30	25.0
安乗保育所	80	36	45.0
下之郷保育所	90	56	62.2
ひのでが丘保育所	60	40	66.7
ひまわり保育所	120	85	70.8
私立しまの杜保育園	90	105	116.7
私立えがお志摩保育園	90	91	101.1
私立第二しまの杜保育園	120	126	105.0
合計	1,340	960	71.6

(資料:子育て支援課)

(2) 保育所の利用者数の推移

近年の保育所の利用者数は、低年齢児保育を行う保育所が増加したことに伴い、年々増加傾向にあります。将来の児童推計では児童人口の減少が予想されることから、保育所の利用者数は横ばいでの推移、もしくは緩やかな減少が見込まれます。(各年4月1日現在)



(資料:子育て支援課)

(3) 保育所の利用者の年齢構成

保育所利用者の年齢構成は下表のようになっています。(各年4月1日現在)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
公立及び私立 の認可保育所	0歳	4	12	16	19	34
	1歳	102	99	134	130	110
	2歳	221	249	221	247	242
	3歳	326	311	317	285	308
	4歳	176	180	179	178	131
	5歳	93	96	97	115	135
	計	922	947	964	974	960

(資料:子育て支援課)

(4) 特別保育の実施状況

特別保育の実施状況に関しては、延長保育は9施設、乳児保育は7施設で実施しております。また、一時保育は私立第二しまの杜保育園のみが実施しており、休日保育、夜間保育、特定保育は実施しておりません。

	延長保育	休日保育	夜間保育	一時保育	特定保育	乳児保育
浜島保育所	○	-	-	-	-	○
大王保育所	○	-	-	-	-	○
志摩保育所	○	-	-	-	-	○
鵜方保育所	-	-	-	-	-	-
鵜方第二保育所	-	-	-	-	-	-
立神保育所	○	-	-	-	-	-
志島保育所	-	-	-	-	-	-
甲賀保育所	-	-	-	-	-	-
安乗保育所	-	-	-	-	-	-
ひまわり保育所	○	-	-	-	-	○
ひのでが丘保育所	-	-	-	-	-	-
下之郷保育所	○	-	-	-	-	-
私立しまの杜保育園	○	-	-	-	-	○
私立えがお志摩保育園	○	-	-	-	-	○
私立第二しまの杜保育園	○	-	-	○	-	○

(資料：平成26年度 志摩市における就学前児童の現状)

(5) 障がい児保育の状況

集団保育が可能で心身に障がいのある児童を、保護者が働いているなど、病気等の理由により家庭で保育することができない場合に、保育所生活を通して、発達促進と生活習慣の自立を支援するとともに、障がい児と健常児と一緒に保育し、相互の健全な育成を図ります。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
加配保育士を必要とする児童数(人)	22	24	18	26	21
加配保育士数(人)	16	17	12	19	16

(資料：志摩市における就学前児童の現状)

(6) 幼稚園の利用状況

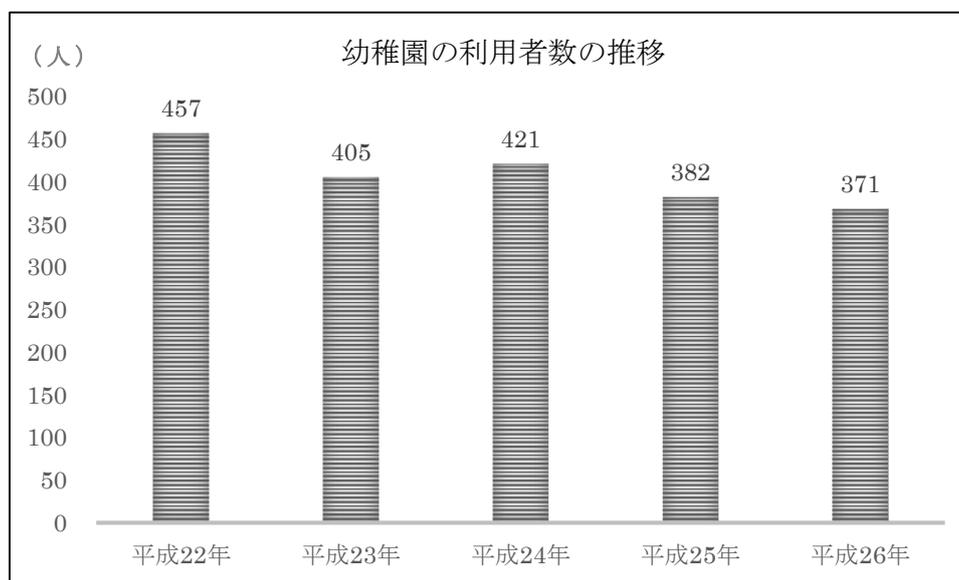
本市には幼稚園は8施設があり、平成26年6月1日現在は、371名の児童が幼稚園へ通っています。大王幼稚園の入所率が91.4%となっているものの、幼稚園全体の入所率は40.3%となっており、定員数に十分な余裕のある運営状況となっています。

施設名	定員数(人)	入園児数(人)	入所率(%)
浜島幼稚園	120	31	25.8
大王幼稚園	70	64	91.4
志摩幼稚園	120	89	74.2
和具幼稚園	120	18	15.0
鵜方幼稚園	240	120	50.0
国府幼稚園	60	12	20.0
磯部幼稚園	120	34	28.3
しまの杜神明幼稚園	70	3	4.2
合計	920	371	40.3

(資料: 学校人権教育課)

(7) 幼稚園の利用者数の推移

近年の幼稚園利用者数は、増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、平成26年には平成22年と比べ、18.8%の減少となっています。(各年6月1日現在)



(資料: 学校人権教育課)

(8) 幼稚園の利用者数の年齢構成

幼稚園利用者の年齢構成は下表のようになっています。

(単位：人)

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
幼稚園 (各年6月1日現在)	3歳	-	-	-	-	-
	4歳	154	175	165	158	171
	5歳	303	230	256	224	200
	計	457	405	421	382	371

(資料：学校人権教育課)

(9) 幼稚園における障がい児保育の状況

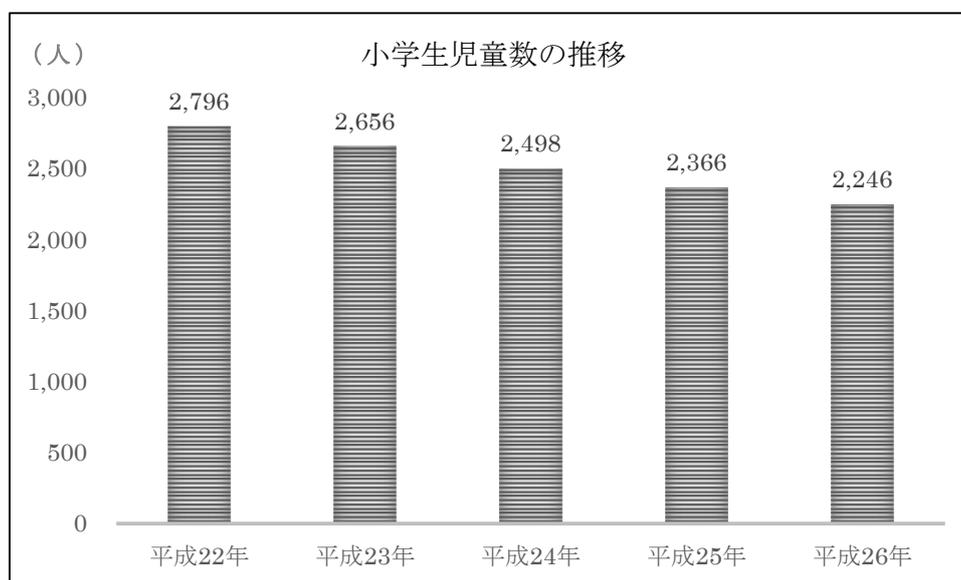
保育所長、幼稚園長、保健・福祉・教育関係者の話し合いをもち、集団生活を送る上で、介助を必要と認められた、心身に障がいがある園児に介助員を配置し、園児が安心・安全に集団生活を送れるよう支援しています。平成26年度の介助員を必要とする園児数は、20人となっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
介助員を必要とする園児数(人)	30	42	27	21	20
介助員数(人)	15	13	12	11	14

(資料：志摩市における就学前児童の現状)

(10)小学生児童数の推移

市内には17の小学校があり、近年の小学生児童数の推移は年々減少傾向になっています。平成26年の児童数は、平成22年と比べ19.7%減少しており、小学生児童数の推移からも少子化が進んでいることがみてとれます。(各年6月1日現在)



(資料：学校人権教育課)

(11)小学校の児童構成

小学校の児童構成は下表のようになっています。(各年6月1日現在)

(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1年	403	399	327	345	345
2年	442	400	394	324	339
3年	459	441	400	389	317
4年	471	456	439	400	387
5年	474	469	451	440	400
6年	532	475	469	449	439
特別支援教室児童数	15	16	18	19	19
計	2,796	2,656	2,498	2,366	2,246

(資料：学校人権教育課)

4 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっており、そのうち10の事業が既存事業で、「利用者支援事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」が新規事業として導入されました。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用者支援事業【新規】2. 地域子育て支援拠点事業3. 妊婦健康診査4. 乳児家庭全戸訪問事業5. 養育支援訪問事業6. 子育て短期支援事業7. ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）8. 一時預かり事業9. 延長保育事業10. 病児保育事業11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】 |
|--|

本市の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は下表のようになっています。

市として現在実施していない事業、また新規事業に関しては、今後の市の子育て事情を踏まえながら、適宜実施を図っていきます。

事業名	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①地域子育て支援拠点事業	延べ利用者数	7,992	7,956	12,852	14,063	12,374
②妊婦健康診査	実人数	338	324	290	306	290
③乳児家庭全戸訪問事業	実人数	275	325	290	285	271
④養育支援訪問事業	実人数	1	1	1	1	1
⑤子育て短期支援事業	延べ利用者数	0	1	0	2	0
⑥ファミリー・サポート・センター事業(就学児を含む)	依頼会員数	78	90	105	117	129
	提供会員数	33	33	32	35	39
	両方会員数	21	27	29	33	31
⑦一時預かり事業(※)	延べ利用者数	-	-	-	-	-
⑧延長保育事業	延べ利用者数	2,566	2,949	2,568	2,840	2,474
⑨病児保育事業	延べ利用者数	305	327	379	319	360
⑩放課後児童健全育成事業	登録者数	198	201	209	208	238

(資料：志摩市決算資料/志摩市における就学前児童の現状)

※⑦一時預かり事業は、志摩市では平成26年度から開始。

5 アンケート調査結果から見た子育てに関する実態と意向

■アンケート調査結果から見る、子ども・子育てに関する現状と意向

アンケート調査の目的について

「子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、「志摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

調査設計

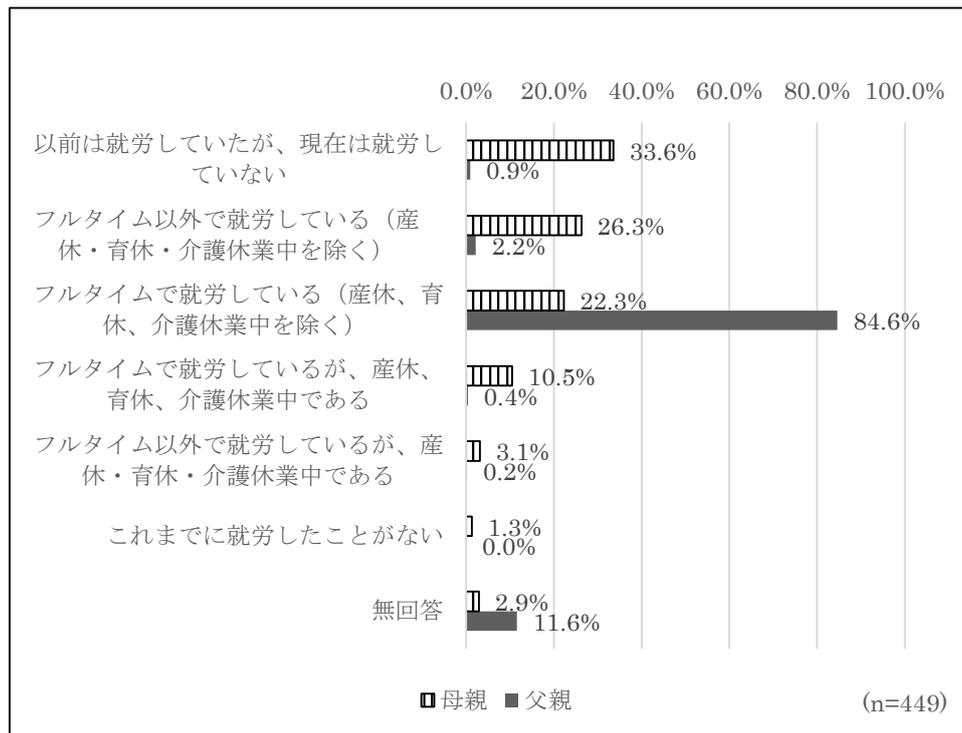
- (1) 調査地域 志摩市内
- (2) 調査対象 就学前児童調査 市内に在住の未就学児童の保護者
小学生児童調査 市内に在住の小学生の保護者
- (3) 回収数 就学前児童調査 449人（回収率44.9%）
小学生児童調査 380人（回収率38.0%）
- (4) 調査方法 郵送による配布・回収
- (5) 調査時期 平成26年3月
- (6) グラフの表記に(n)が出てきますが、該当する質問に対する回答者数のことです。
- (7) グラフの選択肢については、表記のため、文字を省略している場合があります。

【就学前児童調査】

(1) 子どもの保護者の現在の就労状況

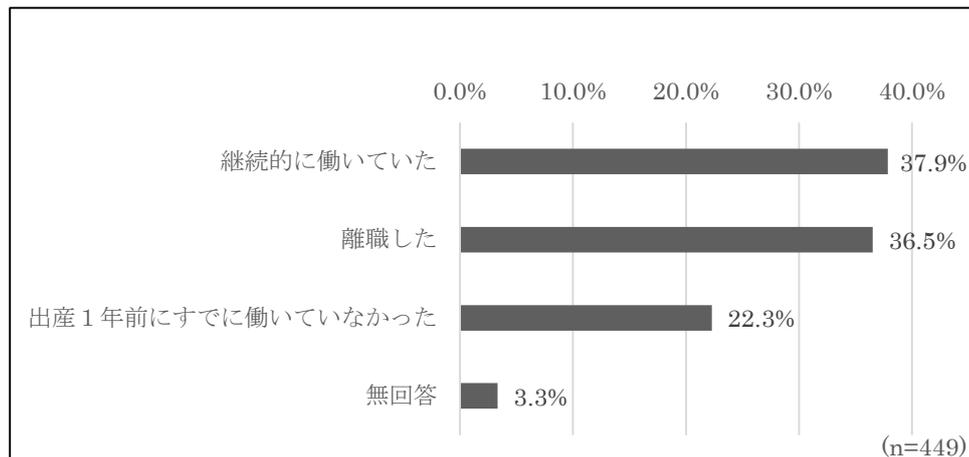
■ 母親・父親の現在の就労状況

母親の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が33.6%と最も多く、父親の就労状況については、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が84.6%と最も多くなっています。



■ 母親の出産前後の就労状況

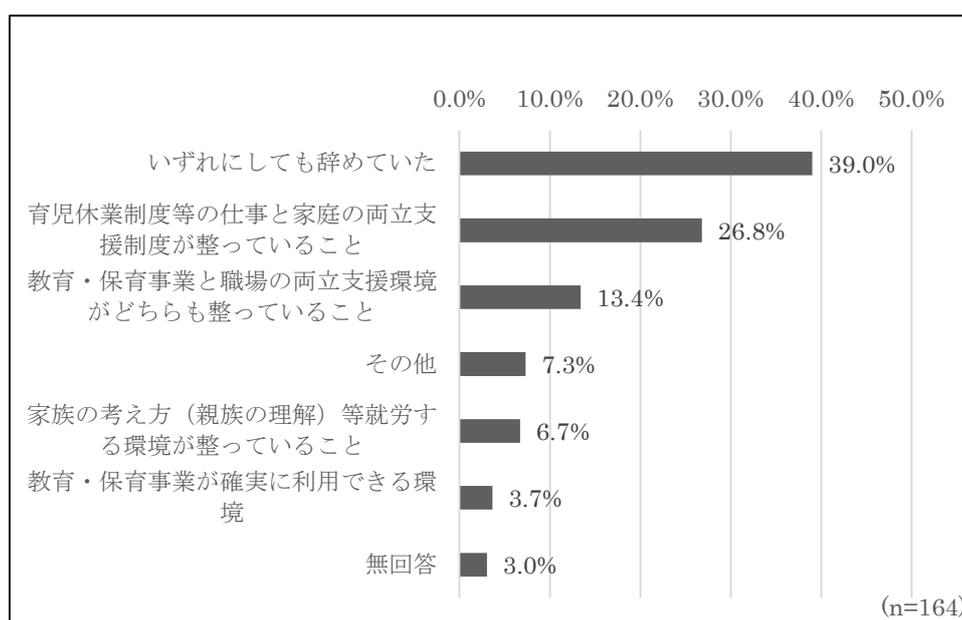
「継続的に働いていた（転職、産休・育休も含む）」が37.9%と最も多く、次いで「離職した」が36.5%、「出産1年前にすでに働いていなかった」が22.3%の順となっています。



■ どのような環境が整っていたら、就労を継続したか

出産前後に離職した36.5%の方につき、どのような環境が整っていたら、就労を継続したかの問いに対しては、「いずれにしても辞めていた」が39.0%と最も多く、次いで「職場において育児休業制度等の仕事と家庭の両立支援制度が整い、働き続けやすい環境が整っていれば、継続して就労していた」が26.8%、「教育・保育事業と職場の両立支援環境がどちらも整っていれば、継続して就労していた」が13.4%の順となっています。

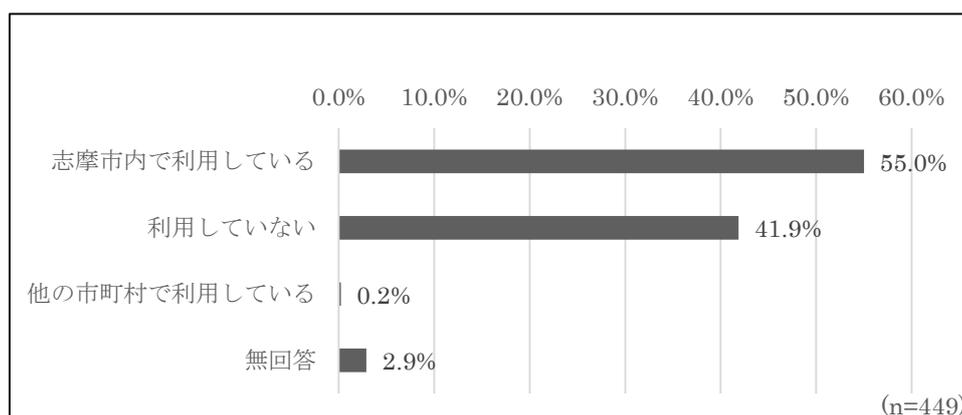
仕事と家庭、育児と家庭の両立の環境が整っていれば就労を継続できたケースがあることが、アンケート調査から分かります。市では、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現や、子育ての両立の支援を図っていきます。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

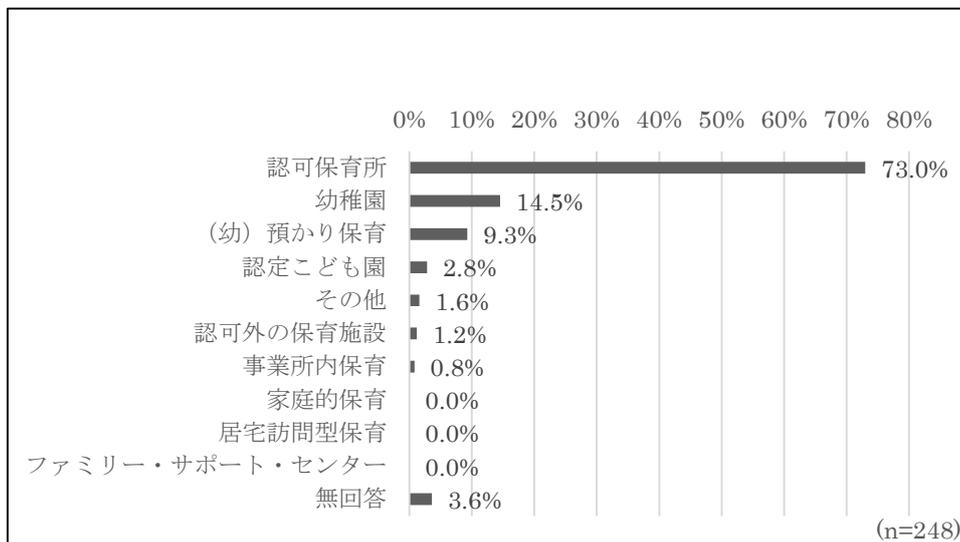
■ 現在、幼稚園や保育所等の「定期的な教育・保育の事業」を利用しているか

「志摩市内で利用している」が55.0%と最も多く、次いで「利用していない」が41.9%、「他の市町村で利用している」が0.2%の順となっています。



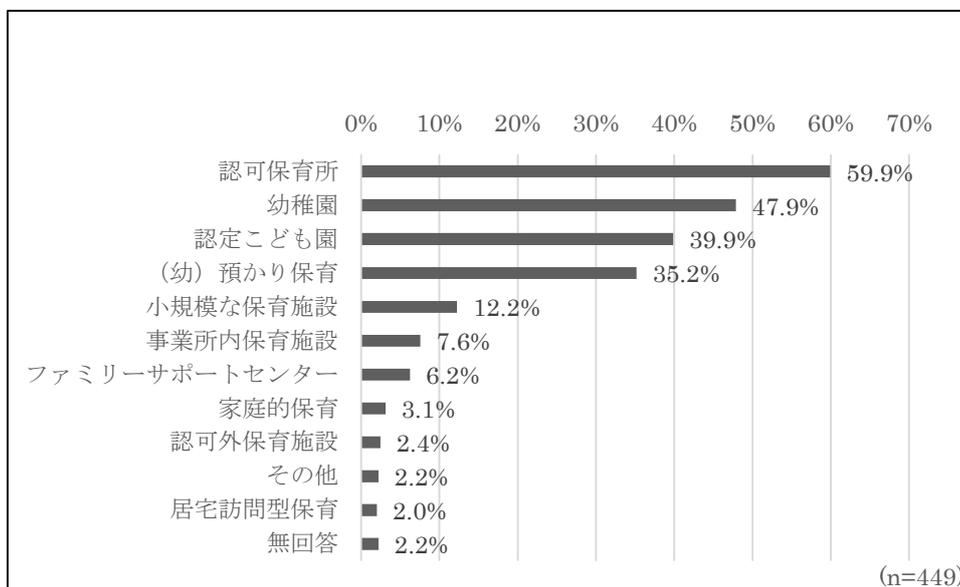
■平日、どのような教育・保育事業を利用しているか

現在利用している教育・保育事業については、「認可保育所」が73.0%と7割以上を占め、認可保育所のニーズが高いことが分かります。



■今後利用したい教育・保育事業

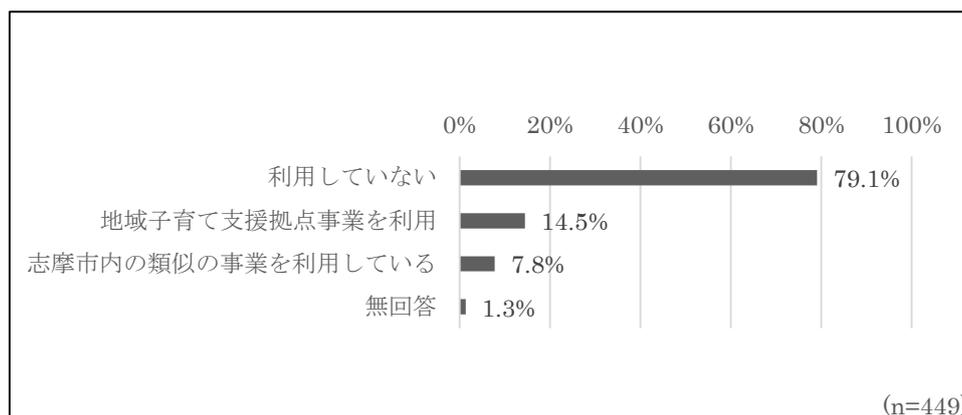
今後利用したい教育・保育事業については、「認可保育所」が59.9%と最も多く、次いで「幼稚園」が47.9%、「認定こども園」が39.9%の順となっています。また、幼稚園の預かり保育も3割以上のニーズがあることがうかがえます。



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

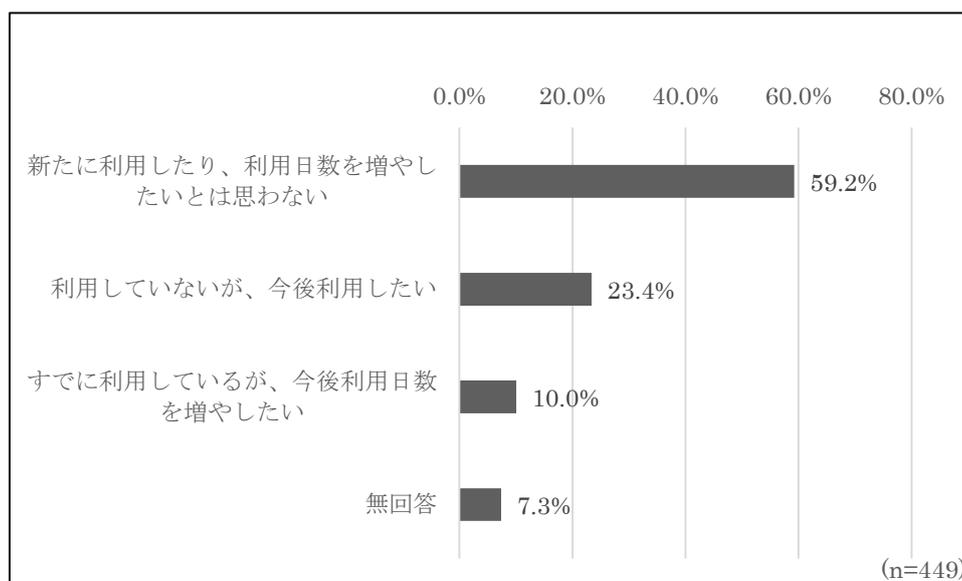
■現在、地域子育て支援拠点事業を利用しているか

地域子育て支援拠点事業の利用の有無については、「利用していない」が79.1%と8割近くを占め、「地域子育て支援拠点事業を利用している」の14.5%と、「志摩市内で実施している類似の事業(子育てサロン・子育てサークル等)を利用している」の7.8%を大きく上回る結果となっています。

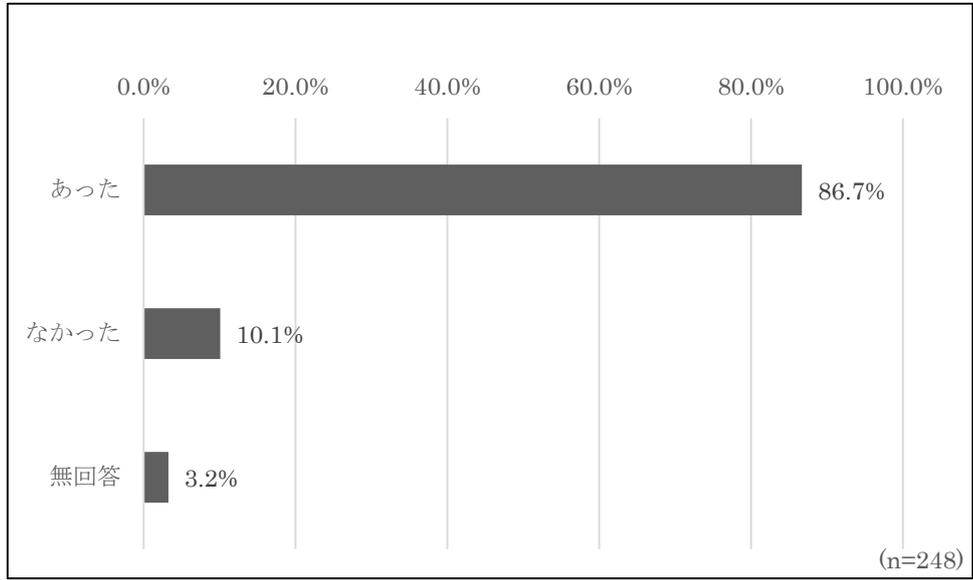


■地域子育て支援拠点事業を、今後利用したい、又は利用日数を増やしたいと思うか

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.2%と最も多く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が23.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が10.0%の順となっています。

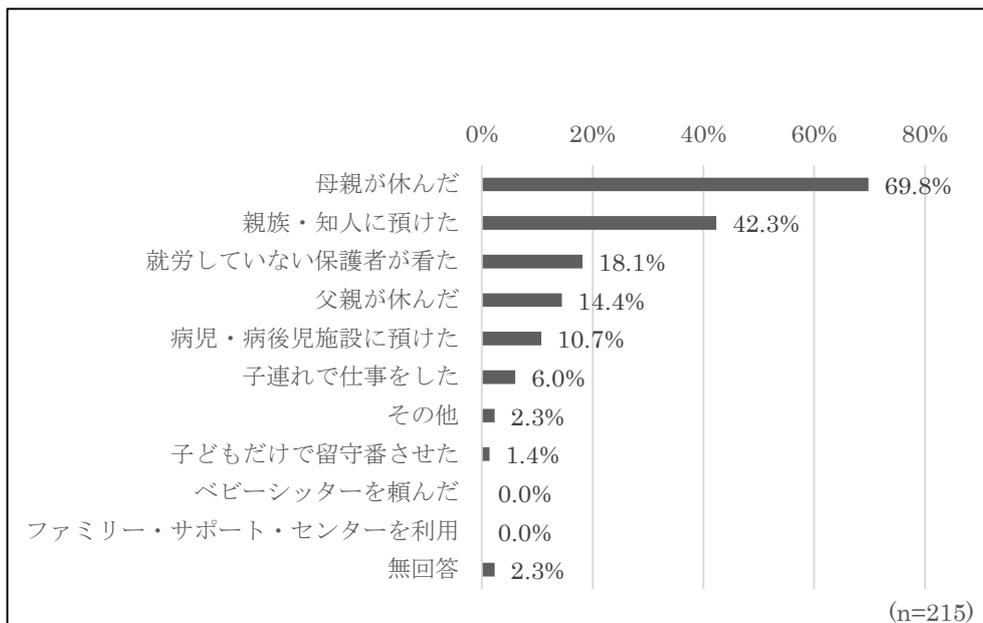


■お子さんが病気やケガで平日の教育・保育事業が利用できなかったことはあったか
 この1年間に、「あった」が86.7%と9割近くを占め、「なかった」の10.1%を大きく上回る結果となっています。



■お子さんが病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合、1年間に行った対処方法

この1年間に子どもが病気やケガの際に行った対処方法については、「母親が休んだ」が69.8%と最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が42.3%、「就労していない保護者が見た」が18.1%の順となっています。

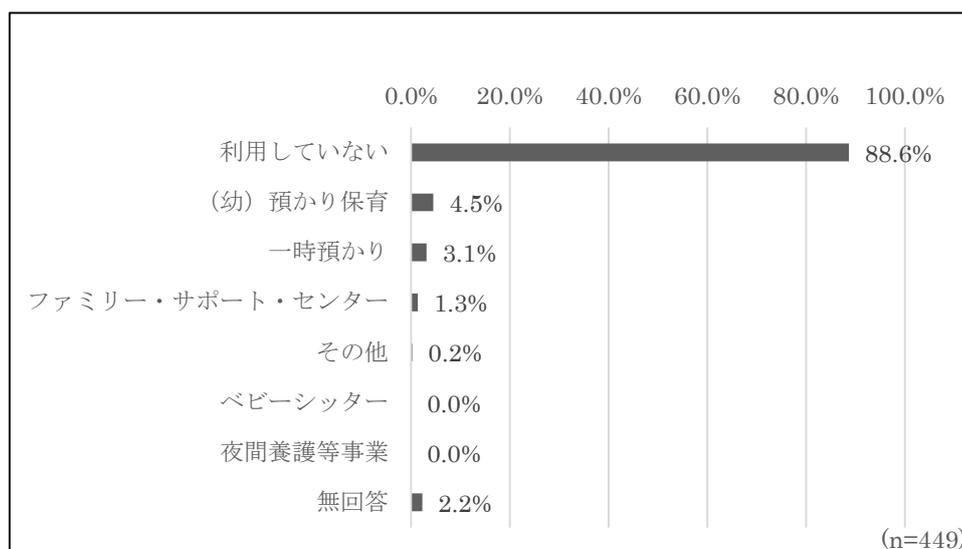


(4) 不規則な教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

■ 不規則に利用している教育・保育事業

「利用していない」が88.6%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が4.5%、「一時預かり(私用等理由を問わずに保育所等で一時的に子どもを保育する事業)」が3.1%、「ファミリー・サポート・センター」が1.3%の順となっています。

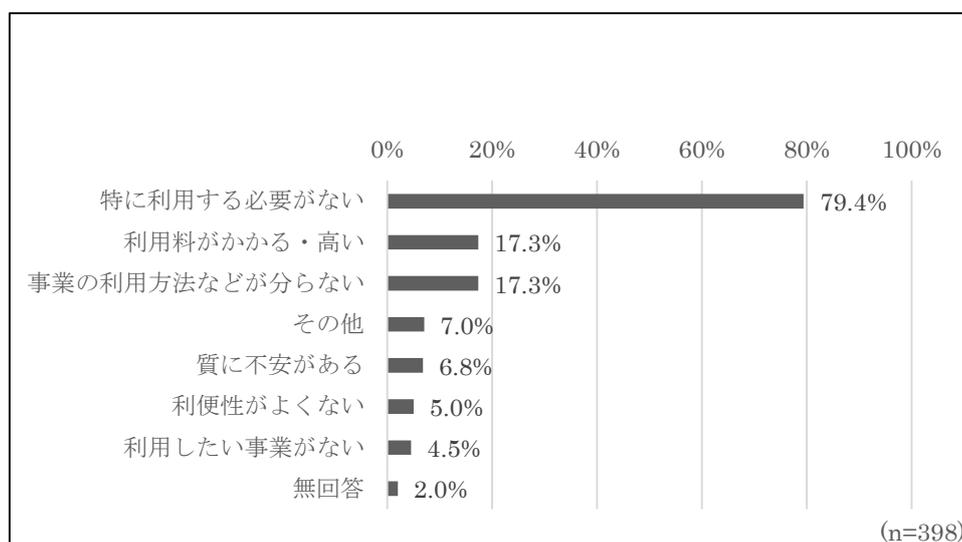
全体での一時預かりの利用者はわずかですが、一時預かりを普段利用している方のニーズを汲み取りながら、事業の拡充を図ります。



■ 一時預かり事業を利用していない理由

「特に利用する必要がない」が79.4%と最も多く、次いで「利用料がかかる・高い」と「事業の利用方法などがわからない」がそれぞれ17.3%の順となっています。

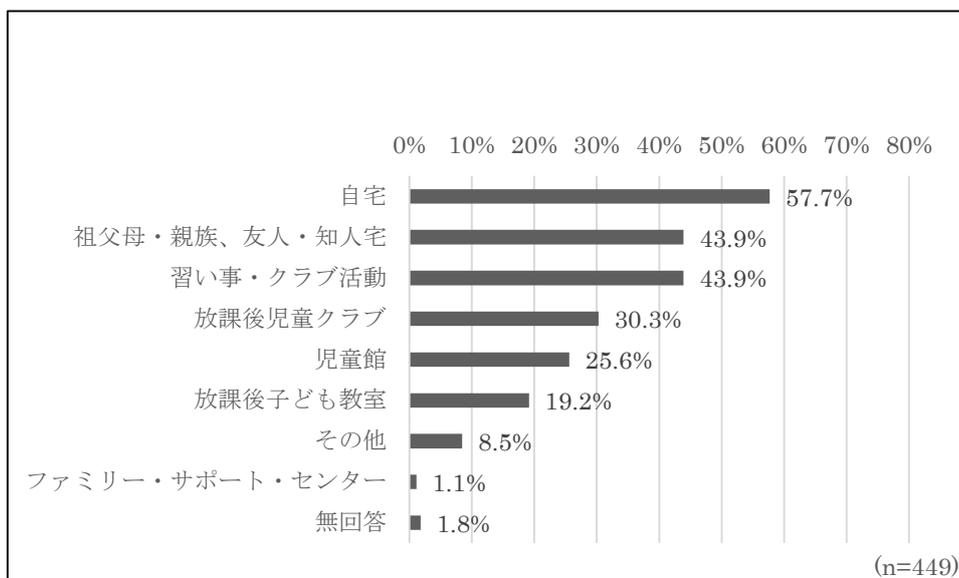
利用方法が分からない方が2割近くいることから、今後も一時預かり事業についての周知を推進していきます。



(5) お子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方

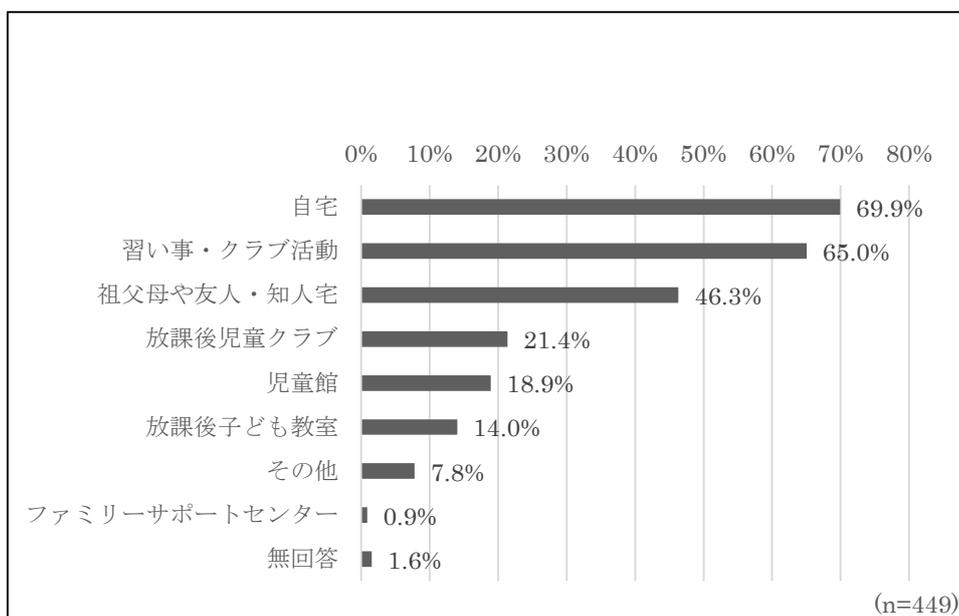
■ お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

お子さんが低学年の間、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が57.7%と最も多く、次いで「祖父母・親族や友人・知人宅」と「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」がそれぞれ43.9%の順となっています。



■ お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

お子さんが高学年になったら、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が69.9%と最も多く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」が65.0%、「祖父母や友人・知人宅」が46.3%の順となっています。

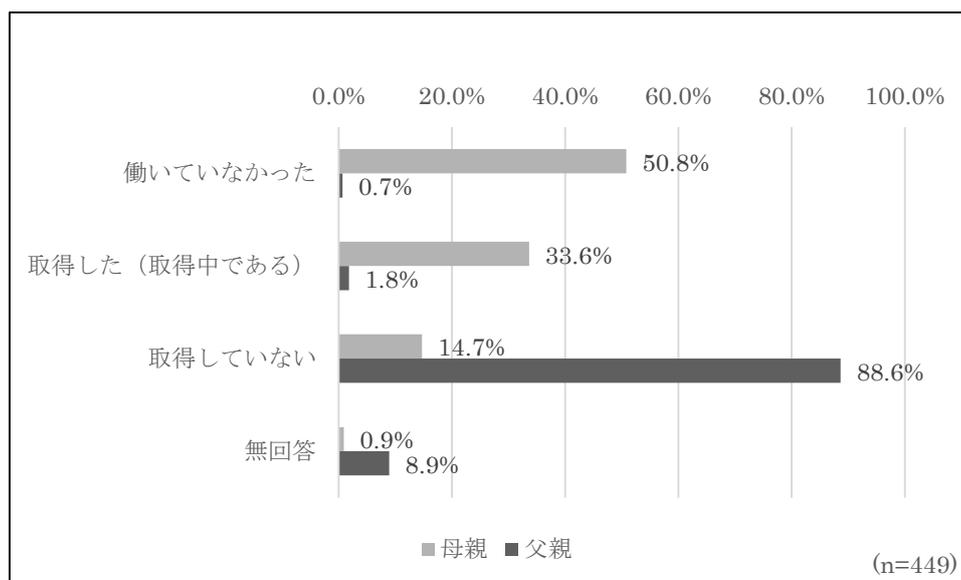


(6) 育児休業の取得について

■ 育児休業を取得したか

母親に関しては、「働いていなかった」が50.8%と最も多く、次いで「取得した(取得中である)」が33.6%、「取得していない」が14.7%の順となっています。

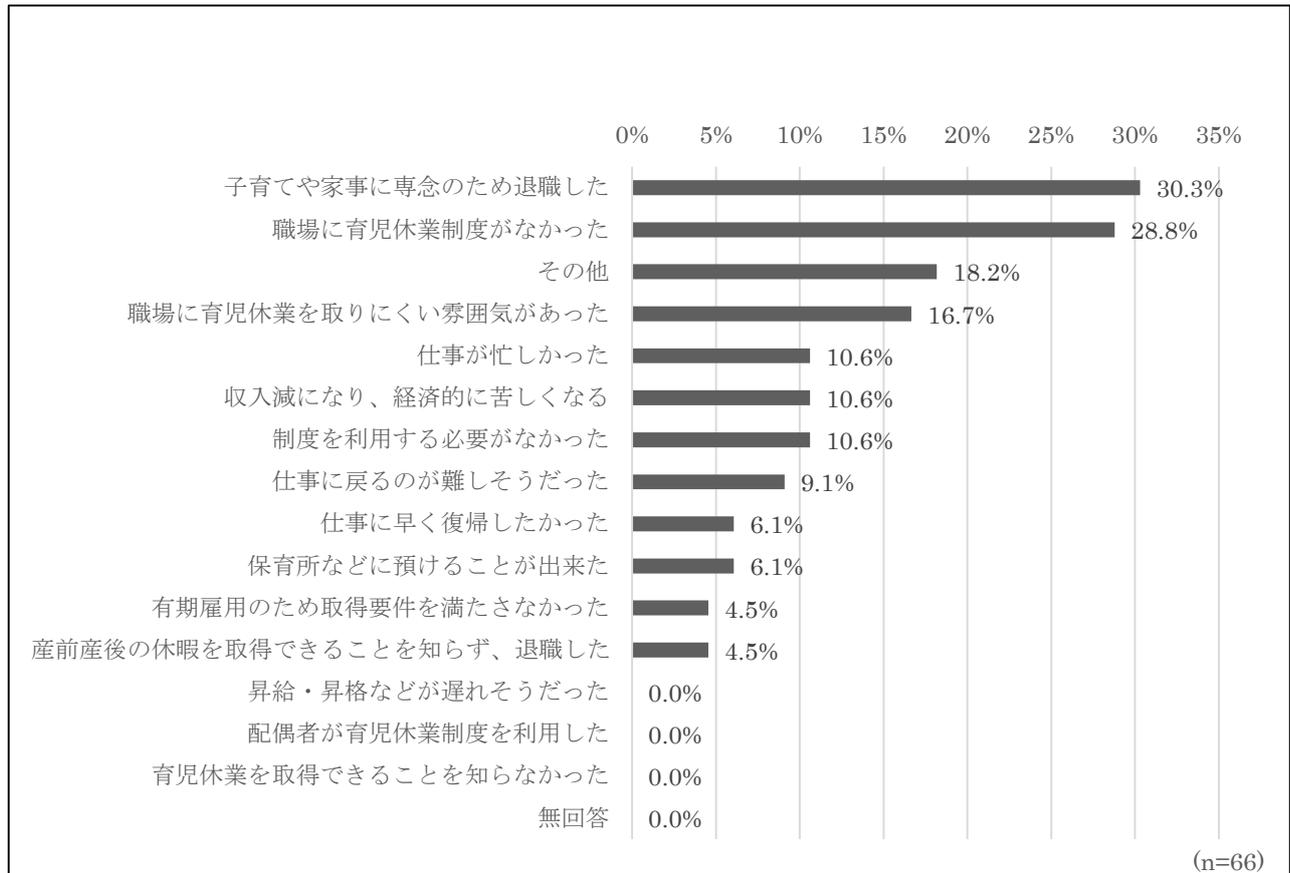
父親に関しては、「取得していない」が88.6%と最も多く、9割近くを占めています。



■育児休業を取得しなかった理由（母親）

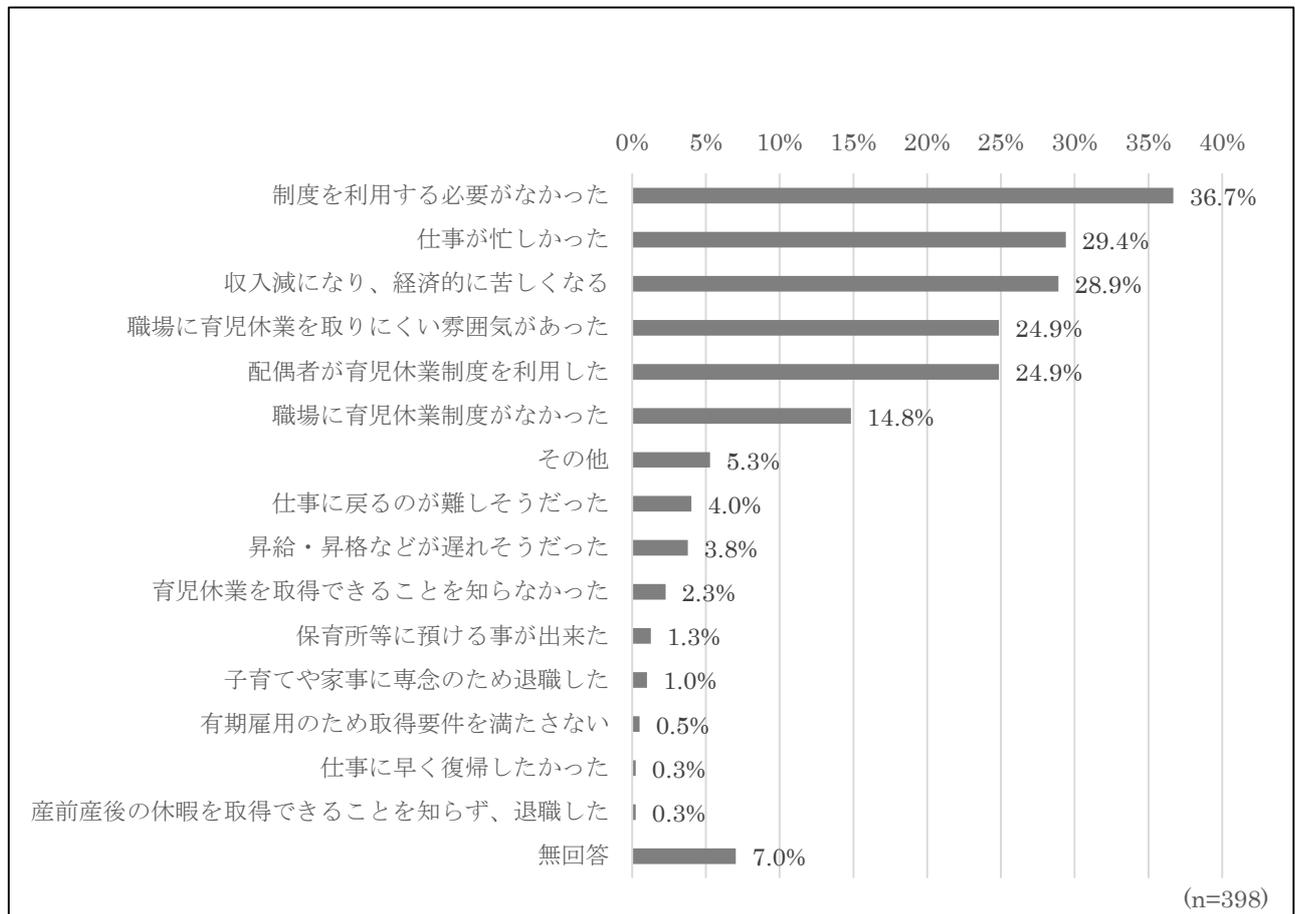
母親の育児休業を取得しなかった理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」が30.3%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が28.8%の順となっています。

育児休業については、職場で育児休業を取りにくい雰囲気があったり、制度自体がない場合もあり、企業に育児休業についての理解と、制度への取組みを働きかける必要があります。



■ 育児休業を取得しなかった理由（父親）

父親の育児休業を取得しなかった理由については、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が36.7%と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が29.4%の順となっています。

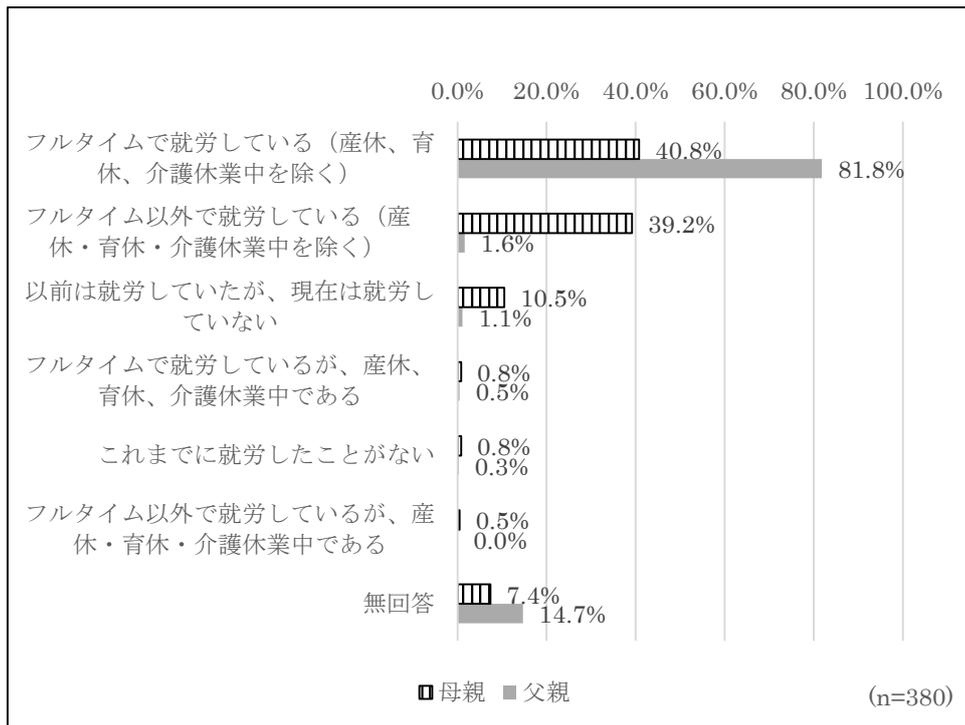


【小学校児童調査】

(1) 子どもの保護者の現在の就労状況

■小学生の児童を持つ保護者の現在の就労状況

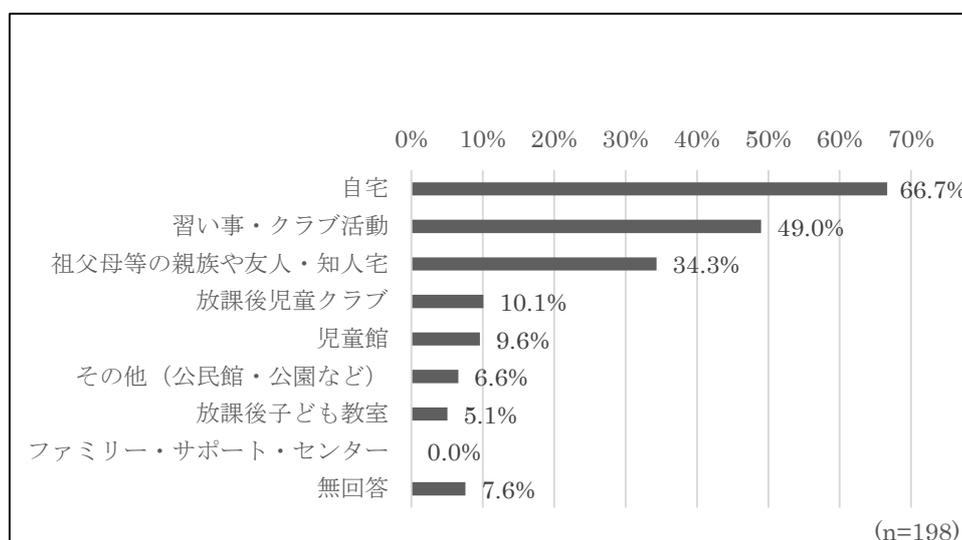
母親の就労状況については、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が40.8%と最も多く、父親の就労状況についても、「フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中を除く）」が81.8%と最も多くなっています。



(2) お子さんの小学校入学後の放課後の過ごし方

■ お子さんが低学年のうち、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

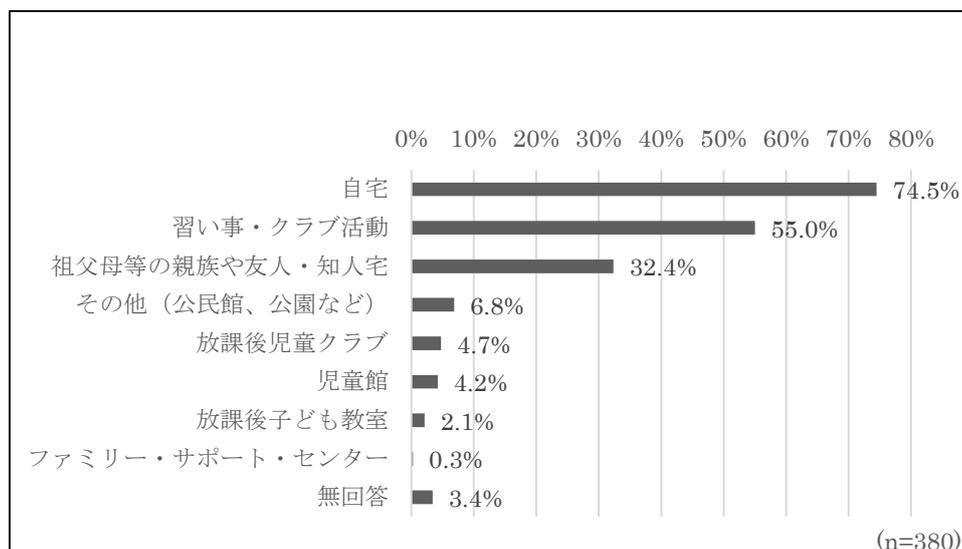
お子さんが低学年の間、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が66.7%と最も多く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」が49.0%、「祖父母等の親族や友人・知人宅」が34.3%の順となっています。



■ お子さんが高学年になったら、どのような場所で放課後の時間を過ごさせたいか

お子さんが高学年になったら、放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が74.5%と最も多く、次いで「習い事・クラブ活動(スポーツ少年団を含む)」が55.0%、「祖父母等の親族や友人・知人宅」が32.4%の順となっています。

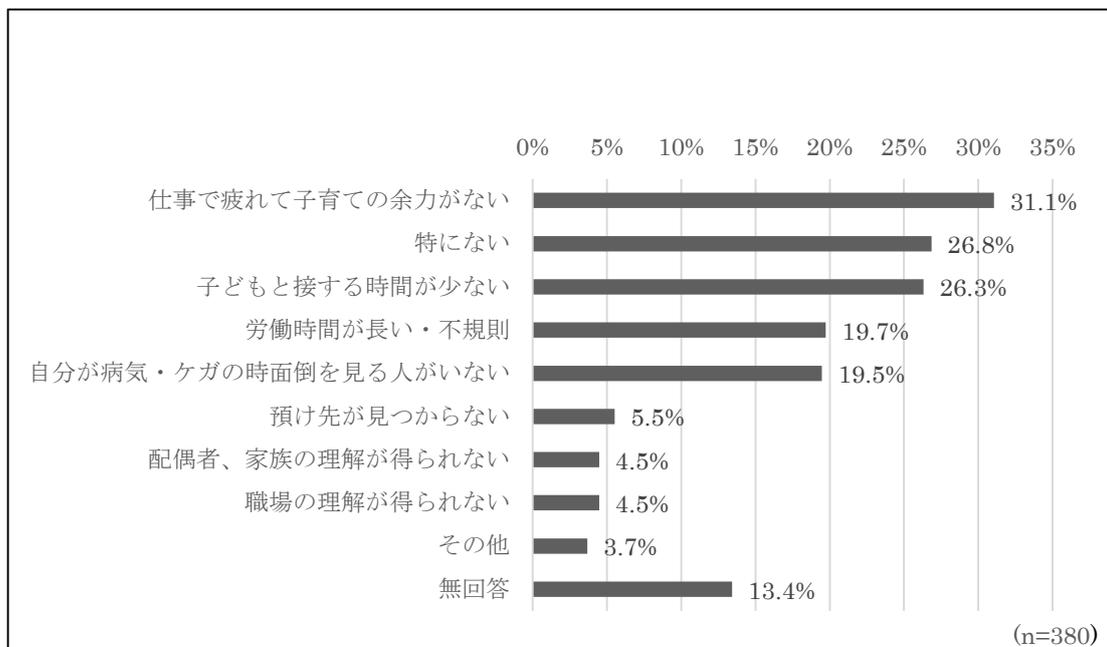
就学前の児童と比べ、小学生になると自宅で過ごす児童の割合が高くなることから、小学生児童調査の結果から分かります。



(3)仕事と子育ての両立について

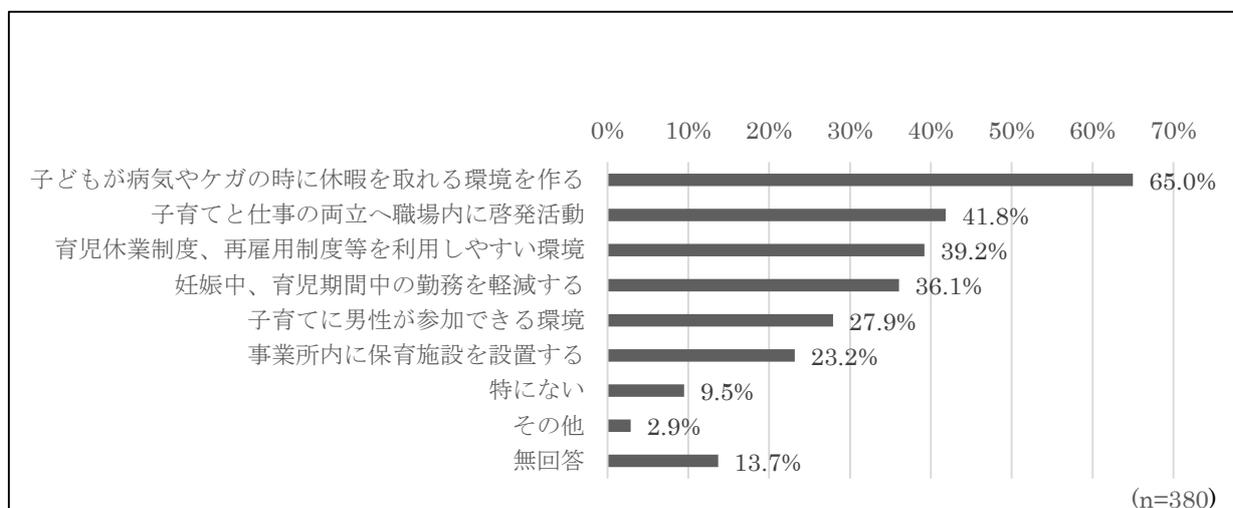
■仕事と子育てを両立させるうえで、大変だと感じることはあるか

「仕事で疲れて子育ての余力がない」が31.1%と最も多く、次いで「特にない」が26.8%、「子どもと接する時間が少ない」が26.3%の順となっています。



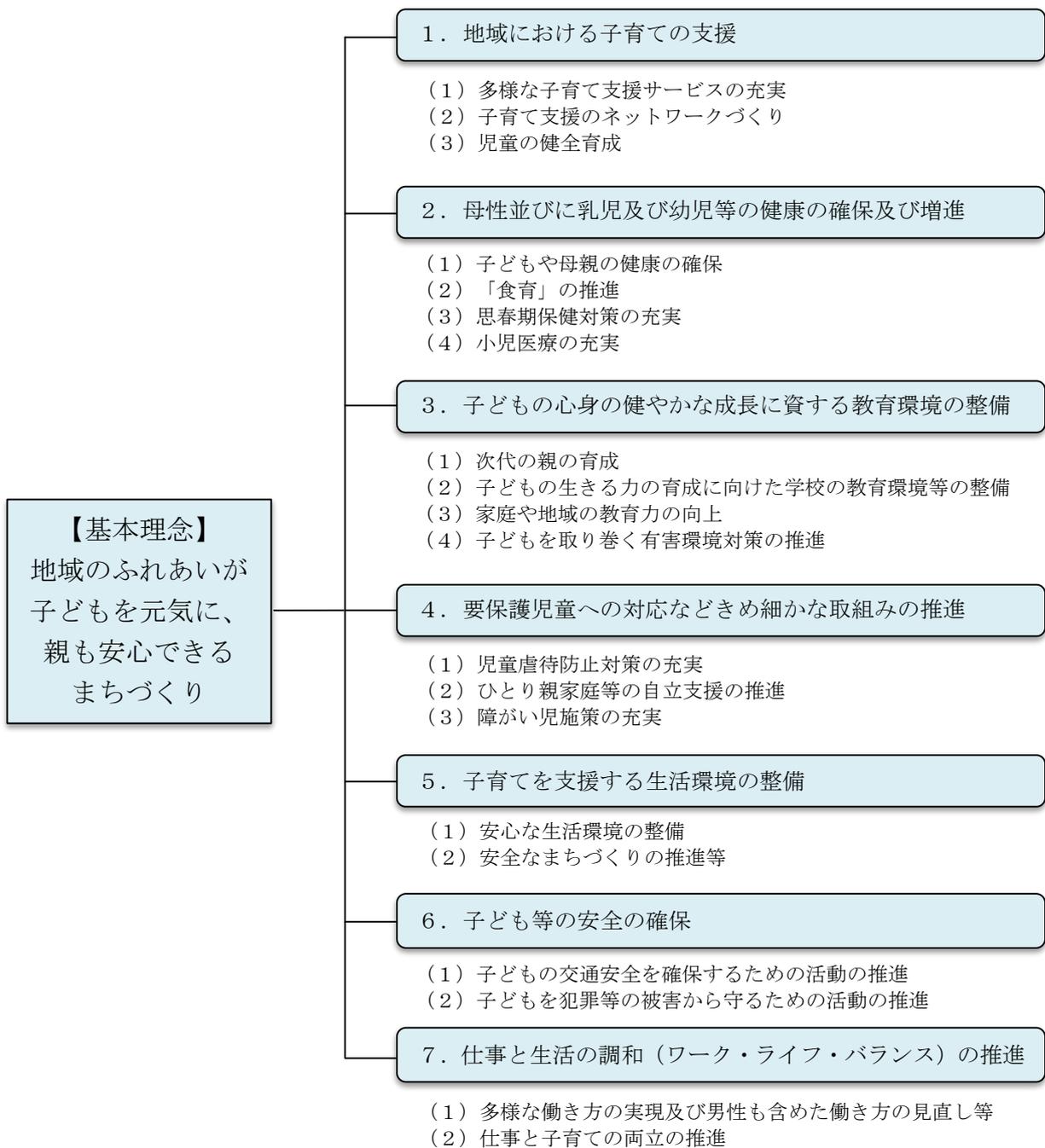
■子育てと仕事の両立支援のために、企業等はどんなことに取り組む必要があるか

「子どもが病気やけがの時等に休暇を取れる環境をつくる」が65.0%と最も多く、次いで「子育てと仕事の両立に向け、職場内の理解を深めるための啓発を行う」が41.8%、「育児休業制度や再雇用制度の整備や、制度を利用しやすい環境をつくる」が39.2%の順となっています。



第3章 志摩市次世代育成支援行動計画の総括

1 志摩市次世代育成支援行動計画の目標と施策



2 志摩市次世代育成支援行動計画の課題

1. 地域における子育ての支援

■近年の核家族化の進展や就労形態が変化する中で、地域の連帯意識は薄くなり、不安や悩みを抱えたまま子育てを行う家庭が増加し、家庭・地域の子育て機能は低下していると言われています。子どもの健やかな成長のためには、多様な保育サービスや子育て支援の充実とともに、助け合い・支え合いの精神に基づく地域の連帯連携が必要です。

■志摩市では、「志摩市保育所・幼稚園等のあり方提言書」を踏まえ平成21年度に策定した「志摩市保育所・幼稚園等の再編計画」により、公立保育所、公立幼稚園、公立幼保一体化施設、民間保育所、民間一体化施設の再編を行いました。

また、浜島・志摩・大王地区に設置した幼保園内の幼稚園について、平日の預かり保育時間の延長や土曜日の預かり保育を実施する等の体制を整えた半面、単独施設の幼稚園との間で生じた格差について検討を行う必要があります。

■地域の子育て支援として、浜島地区の子育て支援センターの設置、児童館・放課後児童クラブの運営等を行いました。今後は、子育て支援センターの利用者数の増加の検討、及び放課後児童クラブ等の全学校区への設置に向けての検討が必要です。

このほか、「子どもを預けたい人」と「子どもを預かりたい人」が会員登録し、相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業のより一層の周知に努め、子育て支援に関する交流場所や活動場所の確保・充実に努める等、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりを進める必要があります。

2. 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

■子どもや母親の健康の保持増進のために、母子保健事業の充実が必要となっ
ています。市では、乳幼児健康診査の場を活用して保護者を支援し、育児不安の軽減に努
めていきます。乳幼児健康診査や妊婦アンケート、赤ちゃん訪問時のアンケート結果か
ら、育児不安の状況について把握することが課題です。

■訪問指導・保健指導については、三重県からの権限委譲により、平成25年度から
未熟児訪問が市の業務となりました。権限移譲に伴い、継続支援の必要なケースも増
えており、保健師の専門的な技術の向上が課題となっています。

また、在宅において医療や福祉サービスが必要なケースについては、関係機関との
連携が不可欠であり、関係機関とともに育児や看病にあたる保護者への支援を行って
いく必要があります。

■予防接種に関しては、ヒブや小児用肺炎球菌、4種混合に加え、平成26年10月
から水痘が定期接種に追加され、予防接種スケジュールが複雑になってきています。
保護者がかかりつけ医と相談し、接種を進めていくことができるよう支援するととも
に、市広報およびホームページによる周知や、接種勧奨通知等、接種率の向上に向け
取り組んでいく必要があります。

■正しい食生活は、子どもたちの心身の健やかな発達に不可欠であることから、食育
の推進も図っていきます。児童と保護者を対象とした、学校設備を活用した食の指導
と相談体制の整備については、積極的に実施できるよう栄養教諭・学校栄養職員の理
解と協力を得て継続して実施してまいります。また、妊産婦に対しても、離乳食指導・
相談等により、食に関する情報提供を進める必要があります。

食物アレルギーを有する児童に対しては、アレルギーを起こす食物やその症状がそ
れぞれ異なり、また成長とともに状況が変わるので、相談の都度、状況を確認してい
く必要があります。アレルギーの対応のため保護者より除去食依頼書や医師の診断書
を提出していただく必要がありますが、未提出の場合、対応ができなかったり、遅れ
てしまう面があり、今後の改善が課題となっています。

■思春期保健対策への取組みとしてカウンセリング体制を充実させることが課題で
すが、性に関する問題、不登校や問題行動等、児童生徒の抱える問題は多岐にわたる
ことや、内面的なことは、短期間で結果の出ることは少なく、長期的に見ていく必要
があり、スクールカウンセラーの効果的な活用について検討していく必要があります。

■小児医療については、市では平成25年度から新たに火曜日の夜間診療を追加で開
設しましたが、志摩地域の一次救急は日曜日の夜間診療が無い状況のため、その実現
が今後の課題となっています。

3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■自分の子どもが生まれて、初めて子どもに接する保護者が多い現状の中、思春期のころから育児について学べる環境づくりが課題となっています。次代の親となる中学生、高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう支援することが必要です。

■市では、次代の親の育成施策として、中学校での職場体験学習のみならず、普段から互いに校種の枠を超えての学校行事や交流学习、体験学習等の機会を通して、保育所、幼稚園、小学校、中学校の交流の輪を拡げていくことを図っていますが、それぞれの校種における課題や、どんな子どもを目指すのかということの共通理解が必要です。

■平成21年4月現在、小学校21校（内1分校）、中学校11校あったものが、平成26年4月では小学校17校、中学校7校と小中学校の統廃合が進んでいます。同じように幼稚園についても11園（内1分園）に対して7園となっていますが、統廃合については、地域や保護者、児童生徒の願いや思いをくみつつ、進めていくことが必要です。

また、高度情報社会に対応した人材育成を行うため、テレビ・黒板等のデジタル化を進め、よりわかりやすい授業の実現に向け整備を進めていくことが必要であり、コンピュータの整備をはじめ、電子黒板等のICT機器、デジタルコンテンツ等の整備、また、機器の定期的な更新も必要であるため、効率よく整備していくことが課題です。

■家庭や地域の教育力の向上の施策としては、子どもたちを対象とした各種スポーツ教室の充実や、家庭での読書環境の充実を図るための「ブックスタート事業」に取り組んでいますが、幅広い住民のニーズに応えることができるよう、多種目にわたる指導者やスポーツボランティアの確保や、ブックスタート用絵本購入費の確保が課題となっています。

4. 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進

■育児不安を持つ保護者に対し、早期に適切に支援をするため、相談支援体制を充実させることが課題となっています。虐待を予防するための取組みの充実や、地域での見守り体制の確保等が求められています。

また、子どもへの虐待に適切に対応するには地域の関係機関の連携が不可欠であり、虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援が必要です。

■ひとり親家庭への支援については、ひとり親家庭等医療費助成を行っていますが、今後の助成のあり方等については県と市で検討し、受益と負担の公平性、制度の持続可能性、他の公費との制度間バランス等の課題があります。

■障がい児支援対策では、幼児期に支援を行う保育所・幼稚園で、核となる人材の育成が求められています。また、教育や療育においても特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくための人材育成が課題です。

5. 子育てを支援する生活環境の整備

■母子ともに健康な子育て環境の充実や、子育てを取り巻く生活環境の整備の促進等、子育て世代が安心して生活や、子育てができる環境づくりが必要です。

市では、各地域の公園の遊具の更新や整備等を行ってきましたが、施設の老朽化が進む既存の公園施設の更新や、宅地開発等における均衡のとれた公園の配置等が今後の課題となっています。

また、学校再編計画の見直しを行い、津波浸水域にあたる学校の高台移転をすすめ、安全で安心な教育環境の整備を進めていますが、学校再編後に閉校となる施設にあっては、大規模改修を行う予定がないため、施設の老朽化による安全面について検討が必要となっています。

6. 子ども等の安全の確保

■市では、交通事故の防止のため、老朽化した設備及び学校や自治会等の要望に基づき、カーブミラーの整備を実施し（平成25年度 修繕75箇所、新設4基）、横断歩道、信号機、道路標識等の設置を関係機関に要望しました。

今後は、引き続きカーブミラー等の交通安全施設の整備を行うとともに、市民一人ひとりの交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けての検討が必要となります。

■近年子どもが犯罪に巻き込まれるケースが多発する中、子どもを犯罪の被害から守り安全を確保するために、市では、不審者情報や下校時間に合わせた青色防犯パトロールの実施、関係機関と連携した学校長期休暇期間中の夜間防犯パトロールを実施しています。

今後は、さらにLED防犯灯の導入（平成25年度 LED灯に交換192基）を進める予定です。

このほか、平成23年度に志摩市防犯委員会と志摩市交通安全会を統合し設立した、志摩市地域安全会の活動の充実強化及びみえ犯罪被害者総合支援センターの活動支援による支援体制の連携強化も重要です。

7. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

■ライフスタイルの多様化に伴い、女性の就業率が上昇し、共働きの家庭が増加しています。仕事か家庭かの二者択一ではなく、男女がともに個人の生き方や人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とするとともに、子育てにもゆとりをもって取り組めるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が求められています。

市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的とした、三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度に応募していただくよう企業を訪問して推進を行ってきました。

また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女共同参画の視点に立った家庭生活の実現を目指し、子育て・介護における家庭的責任の意識の啓発や育児休業・休暇制度・早出遅出勤務・時間外勤務の免除などの制度について周知を行いました。依然として男性の子育て支援・家庭支援の制度を利用する実績が少なく、今後の課題となっています。

第4章 計画の基本的な考え

1 子ども・子育て支援事業計画の基本理念

本計画では、志摩市次世代育成支援行動計画の基本理念を引き継ぐものとしています。

次世代育成支援行動計画の理念を踏まえ、全ての子ども・子育て家庭に良質な育成環境を保障し、「地域のふれあいが子どもを元気に、親も安心できるまちづくり」という基本理念の実現を目指して計画に取り組んでいきます。

【基本理念】

地域のふれあいが子どもを元気に、
親も安心できるまちづくり

2 基本目標と分野別施策の展開

基本理念に基づいた、志摩市次世代育成支援行動計画を継承する基本目標と主要施策を示します。

■目標1 地域における子育ての支援



施策1 多様な子育て支援サービスの充実

幼保一体化施設内の幼稚園における保育所の体制に合わせた預かり保育は継続実施するとともに、従来のままの時間帯で預かり保育を行う単独幼稚園についても同じ内容で預かり保育を実施できるように体制整備を図ります。

また、子育て支援センター、児童館及び放課後児童クラブについては、引き続き運営を行うとともに、放課後児童クラブ等の未設置の小中学校区については、設置を検討します。

今後も、利用者の生活実態や意向を十分に踏まえた保育サービスの推進体制を整備し、事業の継続と支援を行うとともに、さらなるサービスの質の向上に向けて、市職員及び保育従事者への各種研修の参加及び実施に努めていきます。

施策2 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを提供するとともに、地域ぐるみで子育てを支援するまちづくりや、地域の連帯感を高めるため、引き続き子育て支援センターにおいて利用者や子育て支援グループのネットワークづくりに努めます。

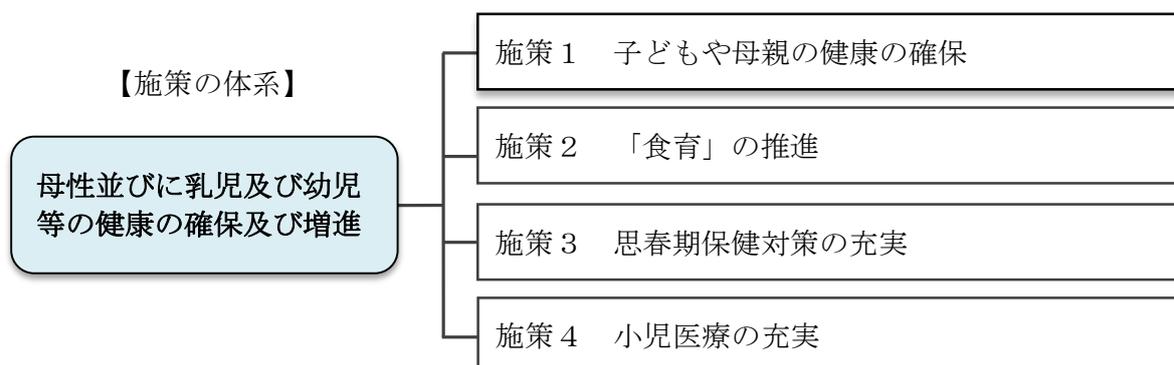
また、ファミリー・サポート・センターの会員数増加にむけて、事業をさらに充実させるとともに、会員の資質向上を図るための研修の充実にも努めます。

施策3 児童の健全育成

地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりの推進や、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での取り組みを行います。

児童館・放課後児童クラブの増設の検討とともに、放課後児童健全育成事業では、開所時間や受入学年の拡大について検討していきます。また、幼稚園の一時保育の拡充等も検討し、保護者との連携により把握したニーズに沿って各種活動の支援の充実を図ります。

■目標 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



施策1 子どもや母親の健康の確保

母子保健事業の充実を図るため、妊娠期からの支援を行い、保護者が相談先を理解し、相談したい時に相談できる体制を整備していくとともに、より効果的な相談支援を行うため、産婦人科等、関係医療機関とも連携していきます。

育児不安の軽減を図るため、妊婦アンケートや赤ちゃん訪問時のアンケートを実施し、母親の育児不安の状況を把握します。

また、保護者が安心して子育てをできるよう、家庭訪問や健康相談を行うとともに、保健師の研修会への参加等により、支援技術の向上に努めます。

予防接種に関しては、かかりつけ医を持ち、かかりつけ医と相談しながら進めていくこと、感染症予防および拡大防止のために予防接種は大切であることを周知していきます。

不妊治療への助成や里帰り時などの妊婦一般健康診査県外受診助成制度等、各種助成制度を実施し、母性の健康が確保されるよう母子保健事業の充実に努めます。

施策2 食育の推進

正しい食生活は、子どもたちの心身の健やかな発達に不可欠です。乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図っていく必要があります。教育、保健、福祉等の各分野が連携し、子どもの発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

幼児健康診査や乳幼児健康相談において、栄養士による栄養相談を実施するほか、離乳食教室、食育講師派遣事業に取り組んでいきます。

また、母子健康手帳交付の際にリーフレットおよびパンフレットを配布し、妊産婦を対象とする栄養指導について周知を図ります。

給食センターでは地場産物などを給食に取り入れ、教材として活用できるよう、情報発信していきます。また、「志摩のふるさと給食」など給食を活用して子どもたちと

保護者や地域の方がふれあう機会を作り、地域ぐるみの子どもたちへの食育の推進を図ります。

食物アレルギーへの対策としては、食物アレルギーを持つ子どもに応じた給食が提供できるよう、個別に聞き取り調査を行っています。また、給食センターでは除去食を作るにあたって、調理の場所・職員を通常食とは別に設けて実施しています。

今後も、アレルギー対応に誤りが生じないように、全職員がアレルギーに対する認識を深め、安心・安全な給食が提供できるよう努めます。

施策3 思春期保健対策の充実

心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めるため、スクールカウンセラーと連携を取りながらカウンセリングの実施にも取り組みます。

今後も、保健センター等、関係機関との連携を継続し、各機関が相談しながら心の問題を抱える児童・生徒に早期対応できる仕組みづくりに努めます。

また、思春期保健ネットワークを構築し、性感染症予防や喫煙防止教育などに取り組んでいきます。

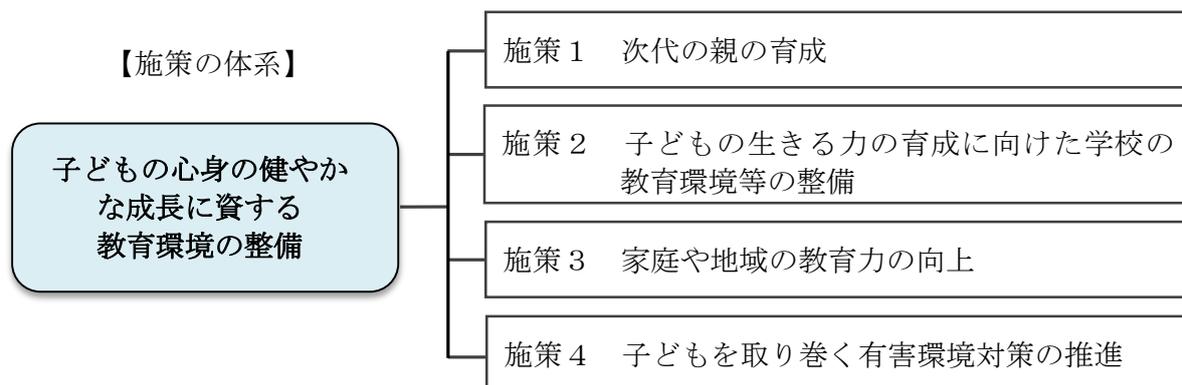
施策4 小児医療の充実

小児医療は、安心して子どもを産み育てるための基盤となるものです。小児医療の充実、小児救急医療体制・周産期医療体制の整備については、県や近隣市町、関係機関との連携のもと、安心できる体制づくりに取り組みます。

市休日夜間応急診療所（内科・小児科）については、医師会等との連携を図り、引き続き診療所の運営に努めます。

休日夜間の診療体制や地域医療の現状について周知し、市民との協働により地域医療を守り支えるまちづくりを推進していきます。

■目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備



施策1 次代の親の育成

次代の親となる中学生、高校生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会や、校種を超えた交流の輪の拡大を図ります。

市では、中学生の職業体験学習を通して、生徒が働くこと、夢を持つことの大切さを理解するとともに、専門的な技術・技能に関する興味・関心を高め、自分の生き方なり方を考える機会となるよう、施策に取り組んでいきます。

学校行事や地域の行事を通じた交流だけでなく、授業の公開や子どもの情報交換を積極的に行うなど、保幼小中の連携を図りつつ、各校において異校種間連携を意識したキャリア教育計画の作成を働きかけていきます。

施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

学校教育では、子どもたちの基礎的な学力の向上も重要ですが、あわせて、生きる力を育む教育を推進します。市では、各小中学校で平成19年度から志摩市授業研究指定校事業を実施し、子どもたちの学力向上を図るとともに、「生きる力」を育む教育を推進しており、継続して事業を実施していきます。

また、地域や保護者、児童生徒の願いや思いをくみつつ、適正規模の学校運営の実現を視野に入れた小中学校の統廃合や幼稚園・保育所の一体化を進めます。

さらに、高度情報社会に対応した人材育成を行うため、コンピュータ等ICT機器の整備・維持・管理を計画的に進めていきます。

施策3 家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力の向上の施策としては、子どもたちを対象として各種スポーツ教室の充実を図っていますが、幅広い子どもたちのニーズに応えることができるよう、多目的にわたる指導者やスポーツボランティアの確保が課題となっています。

また、家庭での読書環境の充実を図るための、「ブックスタート事業」にも取り組ん

でありますが、住民のニーズに応えることができるよう、ブックスタート用絵本購入費の確保が課題となっています。

施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

地域や関係機関等と連携して、子どもに対して悪影響を及ぼす有害環境への対策を講じていきます。

県から任命された立入調査員が、有害図書類や三重県が指定している刃物類を扱う志摩市内の店舗の立入調査を実施します。また、志摩市青少年補導センターが定期パトロールを行い、祭りやイベント等の際は、合同補導を実施していきます。

■目標 4 要保護児童への対応などきめ細かな取組みの推進



施策1 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止への取組みは、志摩市子ども家庭支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）により、関係機関が連携し、総合的な支援を行っています。今後も、虐待の予防、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を図るため、子ども家庭支援ネットワークによる取組みの強化・充実を推進していきます。

施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等、自立支援が必要な家庭に対しては、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう、関係機関が連携して相談・自立支援体制の充実を図ります。

市では、福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、福祉資金の貸付、就労支援等各種施策の活用についての相談に対応し、自立を支援しています。今後についてもさらなる支援制度の周知に努めていきます。

施策3 障がい児施策の充実

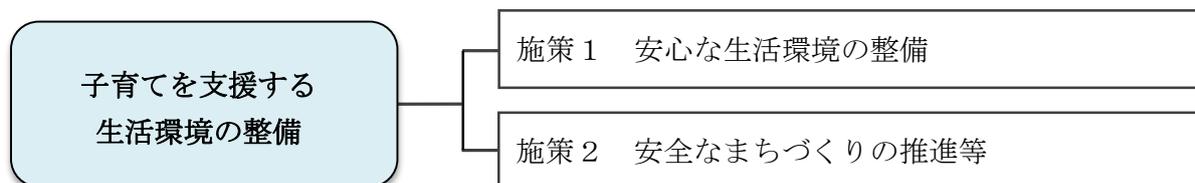
市では、発達障がい者支援機能により、子どもが在籍する機関等の支援や、関係機関が連携した総合的で途切れのない支援に取り組んでいます。

教育や療育に特別なニーズのある子どもを適切に支援するための体制が求められており、それぞれの個に応じた支援をしていくための人材育成を推進していきます。

また、障がいについての正しい知識が広く理解されるよう、講演会・広報等による啓発活動を充実させていきます。

■目標5 子育てを支援する生活環境の整備

【施策の体系】



施策1 安心な生活環境の整備

各地域にある公園や広場を、地域の子どもたちが気軽に遊べ、自然との親しみや地域住民とのふれあいが持てる遊び場として活用されるよう促すとともに、子どもが安心してのびのびと遊べる環境づくりに努めます。

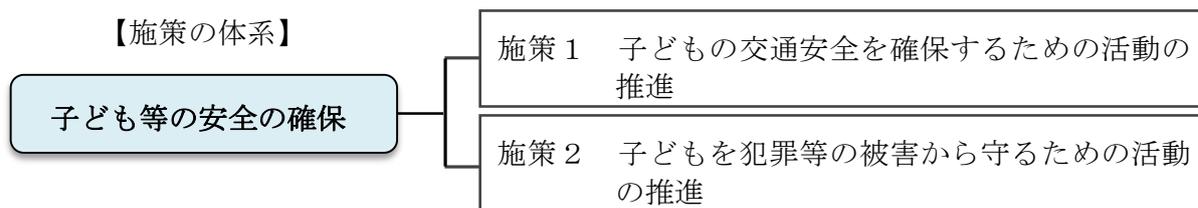
今後は、新たな公園の設置の検討だけではなく、各地区にある既存の公園を活用しつつ、老朽化した遊具等の撤去を進めます。利用者のニーズに加え、高齢化への対応や、災害時の避難生活の場としての活用にも留意しながら、必要に応じて再整備を図り、特に基幹的な公園に対する公園施設の更新を検討します。

施策2 安全なまちづくりの推進等

子育て家庭が安全に生活していけるように、子どもに関係する公共施設全般の安全確保のため、建物の総合的な整備を引き続き進めていきます。

また、子どもだけでなく市民全員にとっても安心・安全なまちづくりのため、市民・事業者と連携しながら、防犯の視点に立った市街地環境整備を推進します。

■目標6 子ども等の安全の確保



施策1 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

カーブミラー等の交通安全施設の点検・整備を進めるほか、関係機関に横断歩道、信号機、道路標識等の設置を要望し危険個所の改善に努めます。

また、引き続き関係機関と連携をとりながら交通安全啓発活動を実施し、正しい交通マナーの普及と身近な交通環境において安全に行動できる能力を養います。さらに、交通事故から子どもを守るため、登校時の街頭指導活動を行います。

施策2 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

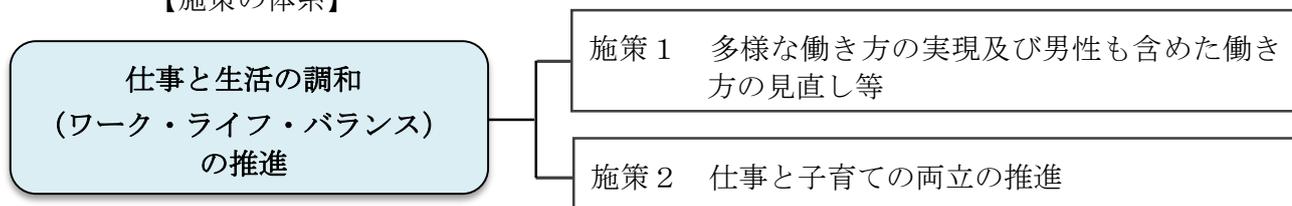
子どもが犯罪に巻き込まれない安全なまちづくりのため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域の安全を確保する活動を推進します。

また、計画的にLED防犯灯の導入を進めるとともに、防犯灯の維持管理経費の節減を図ります。

さらに、犯罪被害にあった子どもやその保護者への支援として、カウンセリング機関の紹介や情報提供等、相談支援体制の強化を図ります。

■目標7 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【施策の体系】



施策1 多様な働き方の実現及び男性も含めた働き方の見直し等

市では、男女の仕事と家庭・地域生活の調和の推進施策として、ワーク・ライフ・バランスについての啓発を行っています。

働きやすい環境を阻害する慣行等を解消するため、労働者・事業主・市民の意識改革を推進するための啓発・情報提供を進める必要があります。市では、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目的とした、三重県「男女がいきいきと働いている企業」認証制度に応募していただくよう企業を訪問して推進を行っていきます。

施策2 仕事と子育ての両立の推進

今後一層の男女共同参画社会の構築を推進するため、男性向けのセミナーや家事に関するイベント等を実施し、市内中学校で実施してきた学校教育・生涯学習については、小学生を対象に実施していく予定です。

また、雇用の場における男女共同参画の推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援策を講じます。

3 子ども・子育て支援の意義

計画を推進するにあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の子ども・子育て支援の意義を踏まえ、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

【子どもの育ちに関する理念】

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障します。

【子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義】

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行います。

妊娠、出産期を含め、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ります。

【社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割】

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件等地域の実情に応じて総合的に勘案し、需要の指標となる量の見込みやその確保策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが、「子ども・子育て支援法」に定められています。

本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定（3～5歳）	市内全域	本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		
地域子ども・子育て支援事業	提供区域	区域設定の考え方
利用者支援事業	市内全域	市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査		現状どおり、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業		現状どおり、市内全域とする。
養育支援訪問事業		現状どおり、市内全域とする。
子育て短期支援事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
延長保育事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
病児・病後児保育事業		現状の提供体制、利用状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）		現状どおり、市内全域とする。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の量の見込み（需要量及び確保の方策）

子ども・子育て支援サービスの見込み量について、教育・保育提供区域の計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」は、ニーズ調査結果に基づき、市に居住する子どもの「認定こども園」、「幼稚園」、「保育所」、「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育提供区域に、「教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

① 教育・保育施設及び事業

教育・保育施設及び地域型保育事業	算出対象 児童年齢
1号認定（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

② 需要量と確保の方策

平成27年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要	
見込量合計（必要利用定員総数）①		291人	72人	572人	53人	344人	
確保 方策 （ 提供 量）	特定教育・保育施設	448人	72人	825人	57人	411人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計②	448人	72人	825人	57人	411人	
過不足		②－①＝	157人	0人	253人	4人	67人

平成28年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要	
見込量合計（必要利用定員総数）①		296人	73人	524人	52人	358人	
確保 方策 （ 提供 量）	特定教育・保育施設	447人	73人	777人	63人	447人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計②	447人	73人	777人	63人	447人	
過不足		②－①＝	151人	0人	253人	11人	89人

平成29年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要	
見込量合計（必要利用定員総数）①		265人	66人	518人	50人	346人	
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	454人	66人	675人	63人	429人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計②	454人	66人	675人	63人	429人	
過不足		②-①=	189人	0人	157人	13人	83人

平成30年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要	
見込量合計（必要利用定員総数）①		251人	62人	495人	48人	336人	
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	458人	62人	607人	63人	417人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計②	458人	62人	607人	63人	417人	
過不足		②-①=	207人	0人	112人	15人	81人

平成31年度		1号認定	2号認定		3号認定		
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	0歳 保育必要	1～2歳 保育必要	
見込量合計（必要利用定員総数）①		256人	64人	493人	47人	325人	
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	456人	64人	559人	63人	405人	
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人	
	合計②	456人	64人	559人	63人	405人	
過不足		②-①=	200人	0人	66人	16人	80人

③計画期間における保育利用率の目標値

人口	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	265	259	249	241	234
1歳児	285	273	267	257	249
2歳児	258	283	272	265	256
合計	808	815	788	763	739

確保方策	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳児	57	63	63	63	63
1～2歳児	411	447	429	417	405
合計	468	510	492	480	468
保育利用率	57.9%	62.6%	62.4%	62.9%	63.3%

(2)地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域に、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査などをもとに、市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域に、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

①延長保育事業

保育の必要性の認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日や時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	19人	19人	18人	18人	17人
②確保方策	84人	84人	78人	72人	66人
②－①＝	65人	65人	60人	54人	49人

②子育て短期支援事業

短期入所生活援助(ショートステイ)事業は、保護者の疾病や仕事等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合や、母子が夫の暴力により緊急に一時保護する場合に、児童等を児童養護施設等で一時的に保護するものです。

(人日/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②確保方策	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

③放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

また、放課後児童健全育成事業を推進するだけでなく、地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う、放課後子ども教室の計画的な整備等を進める、「放課後子ども総合プラン」を策定し、その推進に努めます。

量の見込み (人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
低学年	160人	158人	158人	155人	155人
高学年	40人	38人	36人	35人	35人
①合計	200人	196人	194人	190人	190人
②確保方策	320人	320人	320人	330人	330人
②-①=	120人/年	124人/年	126人/年	140人/年	140人/年

④地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言、その他の援助を行う事業で、地域子育て支援センターでの各種事業等が該当します。

人回/年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1,052人回	1,026人回	1,008人回	991人回	983人回
②確保方策	1,052人回	1,026人回	1,008人回	991人回	983人回
②-①=	0人回	0人回	0人回	0人回	0人回

⑤一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育）1号認定

幼稚園において通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、不定期に利用する場合の事業です。

量の見込み (人日/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定	34,008人日	34,476人日	30,888人日	29,172人日	29,952人日
2号認定	8,502人日	8,619人日	7,722人日	7,293人日	7,488人日
①合計	42,510人日	43,095人日	38,610人日	36,465人日	37,440人日
②確保方策	72,150人日	72,150人日	72,150人日	72,150人日	72,150人日
②-①=	29,640人日	29,055人日	33,540人日	35,685人日	34,710人日

一時預かり事業（幼稚園における預かり保育以外の一時的預かり）

通常の就園時間を延長して預かる事業のうち、幼稚園以外の施設で不定期に利用する場合の事業です。

(人日/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	600人日	600人日	600人日	600人日	600人日
②確保方策	780人日	780人日	780人日	780人日	780人日
②-①=	180人日	180人日	180人日	180人日	180人日

⑥病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

(人日/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	400人日	400人日	400人日	400人日	400人日
②確保方策	960人日	960人日	960人日	960人日	960人日
②-①=	560人日	560人日	560人日	560人日	560人日

⑦ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(人日/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
②確保方策	70人日	70人日	70人日	70人日	70人日
②-①=	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧利用者支援事業(新規)

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行う事業です。当面の間は市役所窓口で対応を行います。

(箇所/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
② 確保方策	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①=	▲1か所	0か所	0か所	0か所	0か所

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(人/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	278人/年	272人/年	266人/年	260人/年	254人/年
②確保方策	278人/年	272人/年	266人/年	260人/年	254人/年
②-①=	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

⑩乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる世帯全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(延べ件数/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	265件	259件	249件	241件	234件
②確保方策	265件	259件	249件	241件	234件
②-①=	0件	0件	0件	0件	0件

⑪養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

(延べ件数/年)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	208件	208件	208件	208件	208件
②確保方策	208件	208件	208件	208件	208件
②-①=	0件	0件	0件	0件	0件

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

特定教育・保育等を受けた場合に係る日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の全部又は一部を、所得に応じて助成する事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。

今後、事業を実施できるよう体制づくりに努めます。

3 放課後子ども総合プラン行動計画

■放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めます。

■放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

本市の小学校は、平成26年度においては17校となっています。そのうち学童保育（児童館・放課後児童クラブ）を実施しているのは8校、放課後子ども教室を実施している学校は3校となっています。

○放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量

学童保育（児童館・放課後児童クラブ）の目標事業量は、平成31年度までに、全小学校区に整備することを目指します。

○一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量

平成31年度までに、1か所整備することを目指します。

○放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画

希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

○放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが定期的な打ち合わせの場を設けます。

○小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域・学校にとって重要な課題であることから、学校施設の活用等について検討していきます。

○教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

現在は、「子育て支援課」が学童保育、「教育委員会 生涯学習スポーツ課」が放課後子ども教室を所管しており、今後とも十分に連携を図っていくものとします。

○地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み等

平成31年度までに、開所時間延長支援事業を全ての放課後児童クラブで実施することを目指します。

4 教育・保育施設の一体的提供の推進

本市では、幼児期における子ども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育を一体的に提供できるよう努めます。

質の高い教育・保育の一体的な提供にあたっては、保護者の就労の有無にかかわらず地域の子どもや家庭が利用できる施設である認定こども園への移行検討をはじめとして、幼稚園、保育所等を通じて育ちと学びの連続性を踏まえた教育・保育を受けることができるようにします。

5 教育・保育の質の向上へ向けた取組み

教育・保育の質の向上を図るため、幼稚園、保育所間の人事交流や職員配置基準の見直しを行うとともに、幼稚園教諭と保育士の合同研修を推進し、教育・保育の一体的な提供の推進に向けての相互理解に努めます。

また、保育所、幼稚園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領についての理解を深めるとともに、研修や会議等を通じて、関係者の相互理解や異なる施設相互の連携を強化しつつ、市内の施設全体として、教育・保育の連続性・一貫性の確保に努めます。

6 ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けての取組み

平成19年12月、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されました。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、社会全体で仕事と生活の双方の調和を実現していかなければなりません。

ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しの推進による子育ての両立を支援するとともに、市内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、保護者がひとりで悩みを抱え込むことがないように、地域における子育て活動を積極的に支援するなど、子育てと子育てを支える環境づくりに取組みます。

また、働いている全ての人々が、仕事と生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるよう促すために、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境を作ることが大切です。

市では、雇用の場における男女共同参画の推進として、今後も関係機関との連携により育児・介護休業制度等の普及や施行の促進、柔軟な就業形態の導入の促進等、ワーク・ライフ・バランスを可能にするための支援を推進していきます。

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

■ 庁内体制の整備

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取組みを積極的に進めます。

■ 地域における取組みや活動との連携

子ども・子育てに関わる施策は、保健・福祉・医療・教育等、様々な分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、自治会やNPO団体等の地域組織、関係機関と連携を図りつつ、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握して子育て支援に努めます。

2 計画の点検・評価・改善

■ 志摩市次世代育成支援対策地域協議会（子ども・子育て会議）の運営

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、志摩市次世代育成支援対策地域協議会（子ども・子育て会議）で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

■ 計画の公表、市民意見の反映

市民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取組みを実践し継続していくことが大切です。そのため、本計画について関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

また、あらゆる機会で市民意見を把握し、市民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

計画の策定経過

月	事 項	内 容
3月	志摩市子ども・子育て支援に関するニーズ調査(10日～26日)	就学前児童保護者1,000名(回収率44.9%) 小学生児童保護者1,000名(回収率38.0%)
7月	第1回次世代育成支援対策地域協議会(17日)	○委員委嘱 ○次世代育成支援対策行動計画の実施に関する計画について ○子ども・子育て支援新制度の概要説明について ○ニーズ調査の結果報告と説明について ○志摩市子ども・子育て支援事業計画案の説明について
9月	第2回次世代育成支援対策地域協議会(11日)	○志摩市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ○基準制定を必要とする事項の条例案について
10月	次世代育成支援対策地域協議会委員に対する説明会(1日～3日)	○子ども・子育て制度の概要について ○志摩市次世代育成支援対策地域協議会の概要について
11月	第3回次世代育成支援対策地域協議会(6日)	○教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて ○志摩市子ども・子育て支援事業計画(案)について
1月	第4回次世代育成支援対策地域協議会(22日)	○志摩市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○今後のスケジュールについて
3月	第5回次世代育成支援対策地域協議会(10日)	○意見公募(パブリックコメント)の結果について ○志摩市子ども・子育て支援事業計画(案)について ○保育所・幼稚園の保育料について

志摩市次世代育成支援対策地域協議会設置条例

平成 17 年 1 月 20 日

条例第 4 号

改正 平成 20 年 6 月 30 日条例第 21 号

平成 25 年 9 月 27 日条例第 56 号

(設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「推進法」という。)第 21 条第 1 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、次世代育成支援対策及び子ども・子育て支援事業の推進に関し必要となるべき措置について調査審議するため、志摩市次世代育成支援対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 推進法第 8 条第 1 項の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「行動計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 支援法第 61 条第 1 項の子ども・子育て支援事業の実施に関する計画(以下「事業計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (3) 行動計画及び事業計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (4) その他特に必要とする事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉、健康、教育、家庭環境及び社会環境の分野で識見を有する者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の諮問に応じ、専門的事項について審議し、意見を具申する。

3 専門部会に属する委員は、会長の指名に基づき、市長が委嘱し、又は任命する。

4 専門部会に部会長1人を置き、当該専門部会に所属する委員の互選により定める。

5 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、前条中「協議会」とあるのは「専門部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第21号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第47号で平成20年9月16日から施行)

附 則(平成25年9月27日条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
関 係 機 関 代 表	学識経験者	須 永 進	三重大学教育学部教授	
	医療機関	関 志 麻 子	志摩医師会代表	
	子育て支援センター	森岡 ゆき子	磯部子育て支援センター 所長	
	保育所（公立）	山路 さき子	大王保育所 所長	
	保育所（私立）	佐 波 和 美	えがお志摩保育園 園長	
	幼稚園（公立）	中 尾 慈 子	志摩幼稚園 園長	
	幼稚園（私立）	佐 伯 剛	しまの杜こどもセンター センター長	
	小学校	下 村 俊 之	志摩市小学校長 浜島小学校長	
	保育所等保護者	岡 和 寿	ひのぞが丘保育所保護者代表	
	幼稚園保護者	和 田 み ほ	志摩市PTA連合会代表	
	小学校保護者	伊 藤 由 貴 子	志摩市PTA連合会代表	
	民生委員・児童委員	森 岡 仁 美	志摩市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
	青少年育成市民会議	二 村 珠 子	志摩市青少年育成市民会議	
	子育てサークル	前 田 秋 子	のぞみ会代表	
	子育てボランティア	田 中 直 子	子育てボランティアサークル「虹」	
	自治会	山 崎 勝 也	志摩市自治会連合会	
	志摩市社会福祉協議会	植 村 源 文	志摩市社会福祉協議会 総務課長	
	志摩市商工会	橋 爪 真 奈 美	志摩市商工会 女性部副部長	
	人材センター	濱 口 翠	志摩市シルバー人材センター理事	

平成26年度志摩市次世代育成支援対策地域協議会（子ども・子育て会議）委員
【事務局】 志摩市健康福祉部子育て支援課 TEL 44-0282 : FAX 44-5260



地域のふれあいが子どもを元気に、
親も安心できるまちづくり

～志摩市子ども・子育て支援事業計画～

平成 27 年 3 月

発行 志摩市

編集 志摩市健康福祉部子育て支援課

〒517-0592

三重県志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL : 0599-44-0282 FAX : 0599-44-5260
